

安房郡市広域市町村圏事務組合
広域ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書の概要

平成 27 年 2 月 20 日

安房郡市広域市町村圏事務組合

目 次

1. 対象事業の目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2. 対象事業の内容	2
(1) 対象事業実施区域の位置	2
(2) 施設の概要	5
(3) 熱回収施設の排出ガス諸元	8
(4) 公害防止計画	8
(5) 廃棄物受入計画	9
3. 環境影響評価の項目	11
4. 調査、予測及び評価の手法	14
(1) 大気質	14
(2) 水質	20
(3) 水底の底質	20
(4) 水文環境	22
(5) 騒音・振動	24
(6) 悪臭	28
(7) 地形及び地質等	30
(8) 土壌	32
(9) 植物・動物	34
(10) 陸水生物	36
(11) 生態系	36
(12) 景観	38
(13) 人と自然との触れ合いの活動の場	40
(14) 廃棄物	42
(15) 残土	42
(16) 温室効果ガス等	43

参考資料

方法書説明会状況報告

1. 対象事業の目的

1. 対象事業の目的

(1) 背景

安房郡市広域市町村圏事務組合では、構成市町である館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町の3市1町の可燃ごみ処理施設等の老朽化が進んでいることから、施設の更新が必要となっている。

また、資源ごみについては、構成市町で処理及び資源化を行っているが、循環型社会の構築に向けて、一層の資源化の推進が必要とされている。

さらにごみ焼却の際に生じる飛灰等については、最終処分が必要であり、最終処分場の確保が課題となっている。

(2) 目的

本事業は、安房地域において、ごみの焼却又は溶融施設（熱回収施設）、資源ごみ・不燃ごみの破碎・分別施設（マテリアルリサイクル施設）及び最終処分場を一体整備することによって、広域化によるスケールメリットを生かした効率的なごみ処理を実施するとともに、優れた公害防止能力を有する最新の施設を整備することによって、環境に配慮したごみ処理を実現させることを目的とする。

2. 対象事業の内容

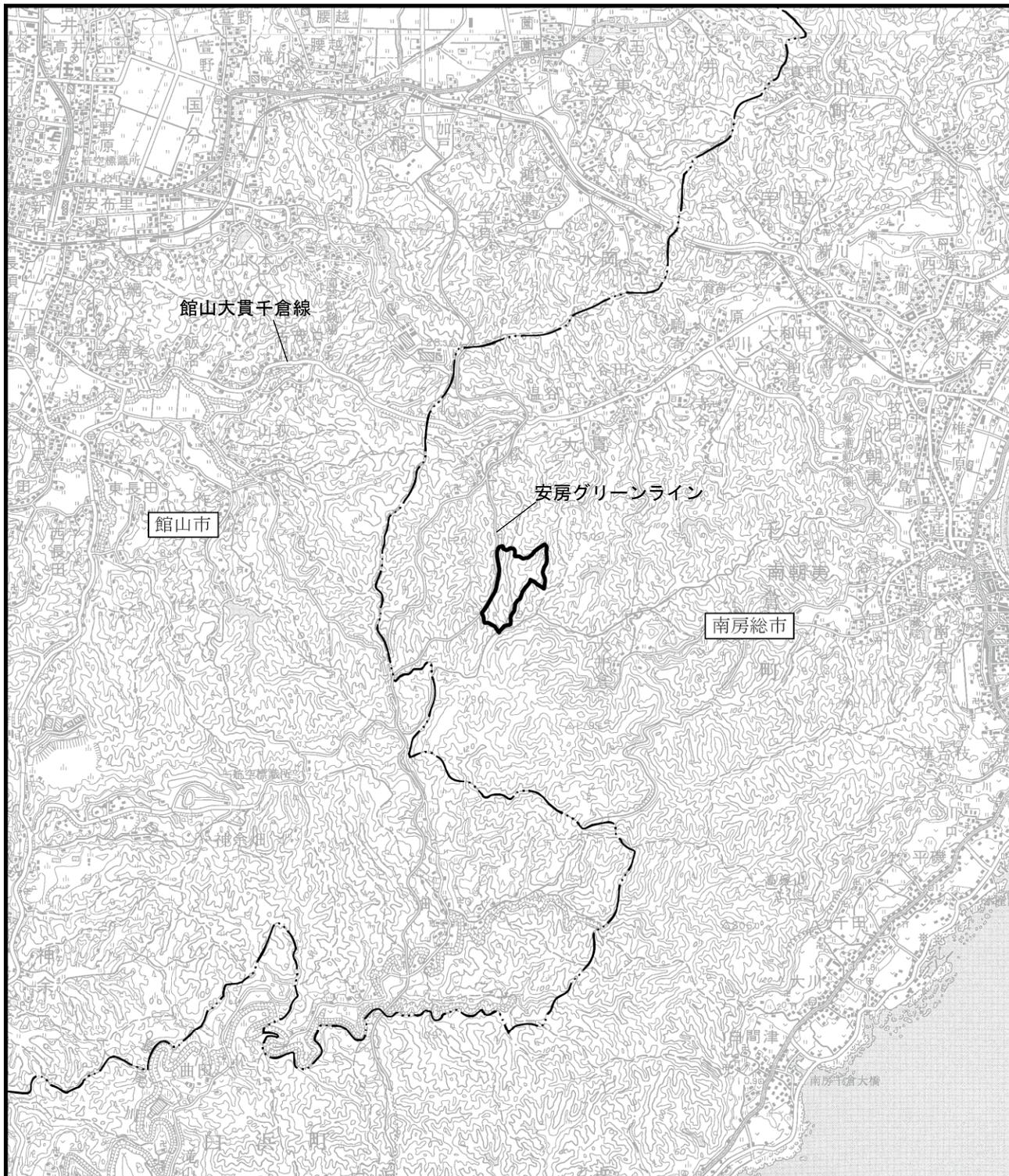
2. 対象事業の内容

(1) 対象事業実施区域の位置



図1 安房郡市広域市町村圏事務組合の構成市町及び対象事業実施区域の位置

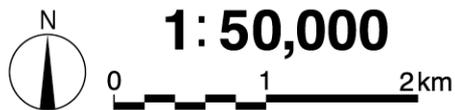
2. 対象事業の内容



凡 例

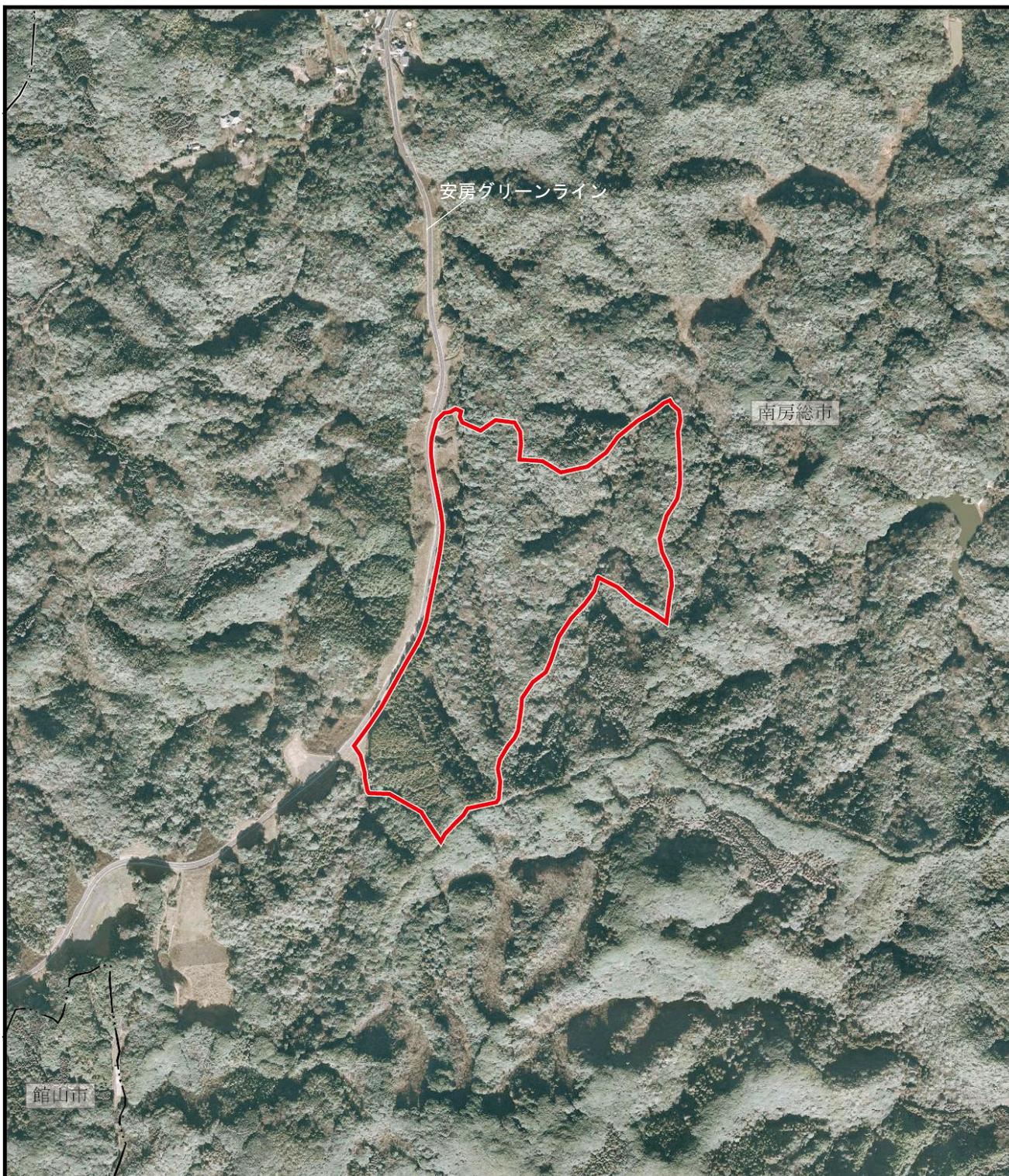
-  : 対象事業実施区域
-  : 市 界

図2 対象事業実施区域の位置



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平26情複、第546号)

2. 対象事業の内容



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 界

写真1 対象事業実施区域及びその周辺の空中写真

出典：「南房総市資料」（平成24年1月撮影）



2. 対象事業の内容

(2) 施設の概要

「千葉県環境影響評価条例」の対象となる施設は、廃棄物焼却等施設（熱回収施設）である。

【対象施設：対象規模】

- ・ 廃棄物焼却等施設（熱回収施設）：処理能力168t/日（84t/日×2炉）

熱回収施設と一体として、マテリアルリサイクル施設と最終処分場を整備する計画であり、各施設の規模は表1に示すとおりである。

本事業では、マテリアルリサイクル施設及び最終処分場を併設することから、それらの影響も考慮して、環境影響評価を実施する。

表1 マテリアルリサイクル施設及び最終処分場の規模

施設	施設規模	
マテリアルリサイクル施設	処理能力 32t/日	
最終処分場	ストーカ炉（焼却炉）の場合	埋立容量約 117,000m ³ （埋立面積約 0.6ha）
	シャフト炉（ガス化溶融炉）の場合	埋立容量約 40,000m ³ （埋立面積約 0.25ha）

注）熱回収施設は、ストーカ炉（焼却炉）又はシャフト炉（ガス化溶融炉）の2方式のどちらかを採用する計画である。

表2 各施設の概要

施設	施設概要		
	処理・埋立物	処理方式	
熱回収施設	可燃ごみ、可燃残渣 ^{注1)}	ストーカ炉又はシャフト炉 (24時間運転)	
マテリアルリサイクル施設	不燃ごみ、粗大ごみ	破碎後、鉄及びアルミを選別 ^{注2)}	
	資源ごみ	びん類	選別 ^{注2)}
		缶類	鉄及びアルミに選別後 ^{注2)} 、圧縮
	ペットボトル	選別後 ^{注2)} 、圧縮梱包	
最終処分場	主灰 ^{注3)} 、飛灰、処理不適物 ^{注4)} 等	埋立地：覆蓋式 排水：排水無放流型 埋立方式：サンドイッチ方式 埋立構造：準好気性埋立構造	

注1) マテリアルリサイクル施設で生じた粗大ごみ等を破碎した残渣のうち、可燃性の残渣である。

注2) 選別の際に生じた可燃残渣は熱回収施設で焼却、処理不適物は最終処分場で埋立

注3) 熱回収施設の処理方式を検討中であり、シャフト炉の場合では、主灰の埋立を行わない計画である。

注4) マテリアルリサイクル施設で対象とするごみのうち、破碎が困難なものである。

2. 対象事業の内容

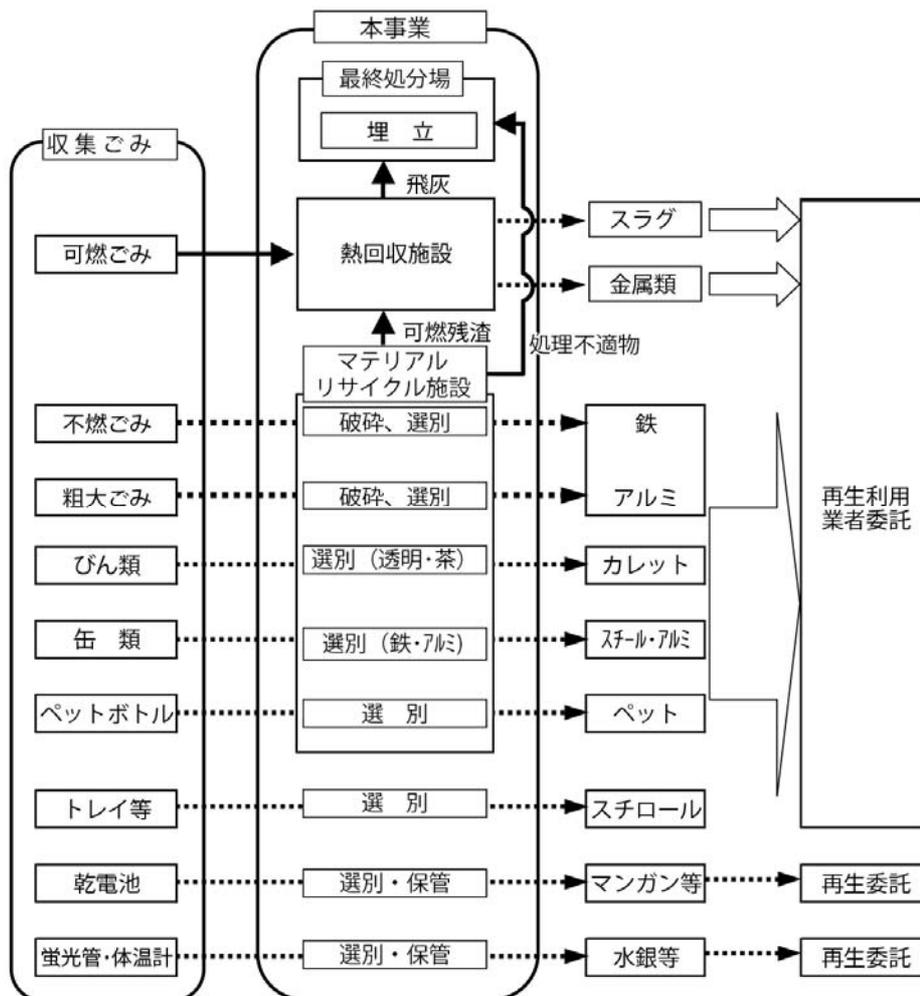
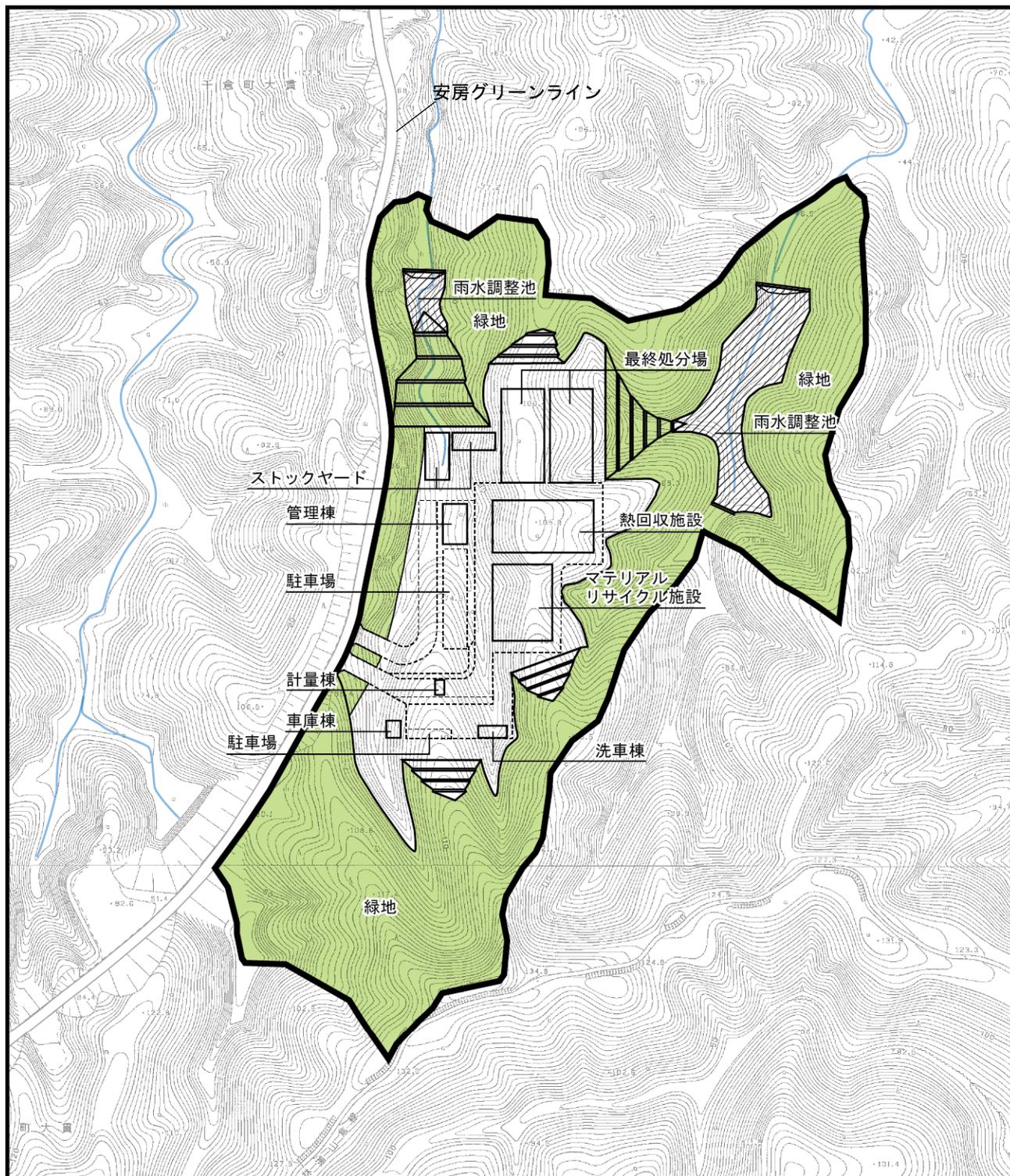


図3 ごみ処理フロー（シャフト炉の場合）

注1) ストーカ炉の場合は、主灰・飛灰を埋立処分する計画である。

注2) ストーカ炉の場合は、スラグの発生・再生利用は行わない計画である。

2. 対象事業の内容



凡 例

▭ : 対象事業実施区域

■ : 緑 地

図 4 土地利用計画図

※図中の施設配置は、埋立容量の多いストーカ炉の場合である。熱回収施設の処理方式（ストーカ炉又はシャフト炉）を検討中であり、処理方式の決定後、埋立容量、施設配置計画及び造成範囲は変更となる可能性がある。



1:5,000

0 100 200m

この地図は、南房総市地形図 2 千 5 百分の 1 (IX-NE 81-2, IX-NE 81-4) を使用したものである。

2. 対象事業の内容

(3) 熱回収施設の排出ガス諸元

表3 排出ガス諸元

項 目		諸 元	
		ストーカ炉	シャフト炉
排出ガス諸元 ^{注)}	一炉あたり湿り排出ガス量	約25,000m ³ N/時	
	一炉あたり乾き排出ガス量	約21,000m ³ N/時	
	排出ガス温度	約 170～190℃	
施設諸元	煙突高さ	約 59m	
	排出ガス吐出速度	約 27m/秒	
	炉数	2 炉	
	運転時間	24 時間連続運転	

注) 排出ガス諸元は、高質ごみの値である。

(4) 公害防止計画

①煙突排出ガスの計画目標値

表4 公害防止に係る計画目標値（煙突排出ガス）

物 質	単 位	計画目標値	法令規制値 ^{注1)}
ばいじん	g/m ³ N	0.01 以下	0.08 以下
硫黄酸化物	ppm	30 以下	約 2,500 以下 ^{注3)}
塩化水素	ppm	30 以下	約 430 以下 (700mg/m ³ N 以下)
窒素酸化物	ppm	50 以下	250 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.05 以下	1 以下
水銀	mg/m ³ N	0.05 以下	—

注1) ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素及び窒素酸化物は「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）に基づく排出基準、ダイオキシン類は「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく排出基準である。

注2) 計画目標値及び法令規制値は、酸素濃度（O₂）12%換算値である。

注3) 南房総市において適用される「K値=17.5」より算出したものである。

注4) 「—」は法令規制値が設定されていないことを示す。

2. 対象事業の内容

②排水

- ・熱回収施設のプラント排水及び最終処分場の浸出水処理水は、施設内で利用し、施設外へ排水はしない。
- ・管理棟から生活排水が発生するが、「水質汚濁防止法」等の法令基準を満たす水質まで合併浄化槽で処理後、河川へ放流又は熱回収施設における燃焼室の噴霧水等として利用する計画である。

③騒音・振動

- ・「南房総市公害防止条例」の騒音及び振動の規制基準を遵守する。

④悪 臭

- ・「悪臭防止法」では、南房総市は全域が規制対象となっていない。
- ・館山市では、市街地の都市計画区域において、特定悪臭物質の濃度規制が行われており、本施設の悪臭に係る計画目標値は、館山市の都市計画区域内の特定悪臭物質濃度を準用する。

(5) 廃棄物受入計画

構成市町におけるごみ収集車両及び資源物搬出車両等（廃棄物運搬車両等）の台数は、表5に示すとおりである。

構成市町の2箇所において、廃棄物運搬車両等の中継施設の設置を計画しており、中継施設で積み替えを行い、表5に示す現状の台数から、さらに車両台数を低減させる計画である。

また、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートは図5に示すとおりである。

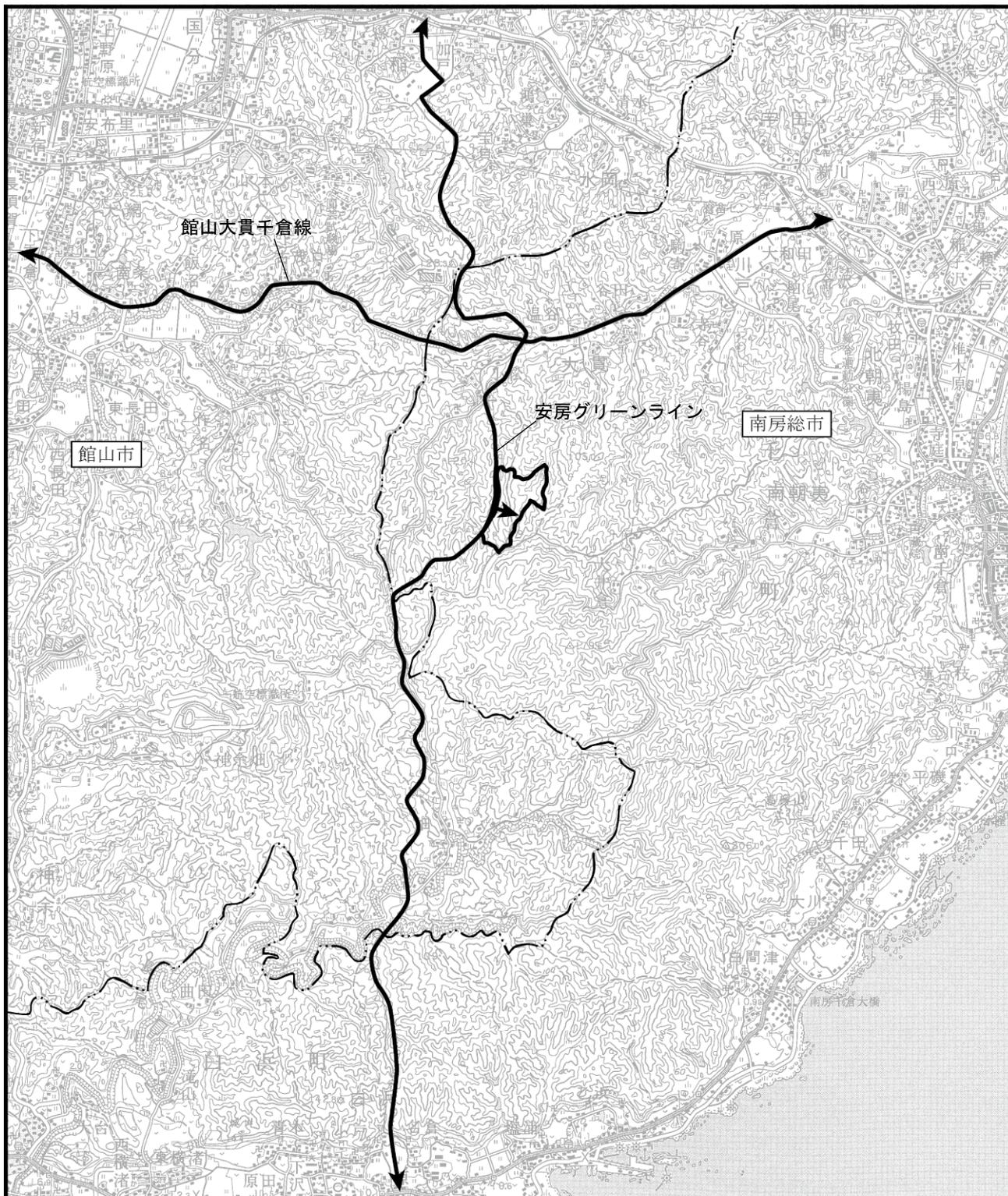
表5 廃棄物運搬車両等台数

単位：台/日

種 類			車両台数	備 考
搬入車両	ごみ収集車両	2t、4t 車等	190	現状の台数
	直接搬入車両	2t、4t 車等	215*	現状の台数
	薬品等搬入車両	10t 車	5	将来の想定台数
搬出車両	主灰・スラグ等搬出車	10t 車	4	将来の想定台数
	資源物搬出車両	10t 車	6	将来の想定台数
合 計			205 (420)	

注) () 内の数値は、一般の直接搬入車両*を含めた台数である。

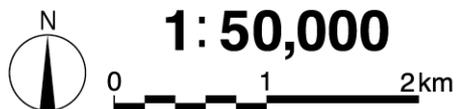
2. 対象事業の内容



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 界
-  : 工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート

図 5 工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平 26 情複、第 546 号)

3. 環境影響評価の項目

3. 環境影響評価の項目

本事業では、熱回収施設のほか、併設するマテリアルリサイクル施設及び最終処分場も考慮して、表6に示す活動要素及び表7に示す環境影響評価項目を選定した。

表6 活動要素の選定結果

活動要素の区分	工事の実施								土地又は工作物の存在及び供用										
	樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設置工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス(自動車等)	排水	又は振動の発生	騒音若しくは超低周波音	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄
対象事業の区分																			
廃棄物焼却等施設の新設又は増設		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	×	○			○	○	×
廃棄物最終処分場の設置又は変更	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	×	○		○			

注1) ○は活動要素として選定した要素を、×は活動要素として選定しなかった要素を示す。

注2) ■は、技術指針別表第一に示される各事業が一般的な内容によって実施された場合に生じる活動要素である。

3. 環境影響評価の項目

表 7(1) 環境影響評価項目の選定結果

活動要素の区分		工事の実施								土地又は工作物の存在及び供用						
		樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の新設工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス(自動車等)	騒音若しくは超低周波音又は振動の発生	悪臭の発生	廃棄物の発生	
環境要素の区分	大気	硫黄酸化物									○					
		窒素酸化物	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○				
		浮遊粒子状物質・粉じん	浮遊粒子状物質	×	×	×	×	○	×	×	×	○	○			
			粉じん	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×			
		有害物質(塩化水素)									○					
		光化学オキシダント									×					
		ダイオキシン類									○					
		その他の物質(水銀)									○					
		水質	生活環境項目(水素イオン濃度・浮遊物質を除外)									×				
			生活環境項目(水素イオン濃度・浮遊物質)		○	○			○	○		×				
	有害物質等(健康項目)										×					
	ダイオキシン類										×					
	水底の底質			○												
	水文環境	○	○	○				○	○	○						
	騒音及び超低周波音	○	○	○	○	○	○	○	○				○			
	振動	○	○	○	○	○	○	○	○				○			
	悪臭													○		
	地形及び地質等		○	○				○	○		○					
	地盤		×						×							
	土壌		○						○		○					
風害、光害及び日照障害										×						

注1) ○は環境影響評価項目として選定した項目を、×は環境影響評価項目として選定しなかった項目を示す。

注2) ■は「廃棄物焼却等施設の新設又は増設」の参考項目として、□は「廃棄物焼却等施設の新設又は増設」の参考項目ではないが、表6で選定した活動要素により影響を受けるおそれがあるものとして、技術指針別表第二により示されているものである。

3. 環境影響評価の項目

表 7(2) 環境影響評価項目の選定結果

活動要素の区分	工事の実施								土地又は工作物の存在及び供用					
	樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設置工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんが発生	排出ガス(自動車等)	騒音若しくは超低周波音又は振動の発生	悪臭の発生	廃棄物の発生
環境要素の区分														
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	○	○	○			○	○	○	○				
	動物	○	○	○			○	○	○	○				
	陸水生物	○	○	○			○	○	○	○				
	生態系	○	○	○			○	○	○	○				
	海洋生物						×	×	×	×				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観								○					
	人と自然との触れ合いの活動の場			×		○			○					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物	○			○		○	○	○					○
	残土		○	○	○		○	○						
	温室効果ガス等								○	○	○			

注1) ○は環境影響評価項目として選定した項目を、×は環境影響評価項目として選定しなかった項目を示す。

注2) は「廃棄物焼却等施設の新設又は増設」の参考項目として、 は「廃棄物焼却等施設の新設又は増設」の参考項目ではないが、表6で選定した活動要素により影響を受けるおそれがあるものとして、技術指針別表第二により示されているものである。

4. 調査、予測及び評価の手法

4. 調査、予測及び評価の手法

(1) 大気質

① 造成工事に伴う粉じん（降下ばいじん量）

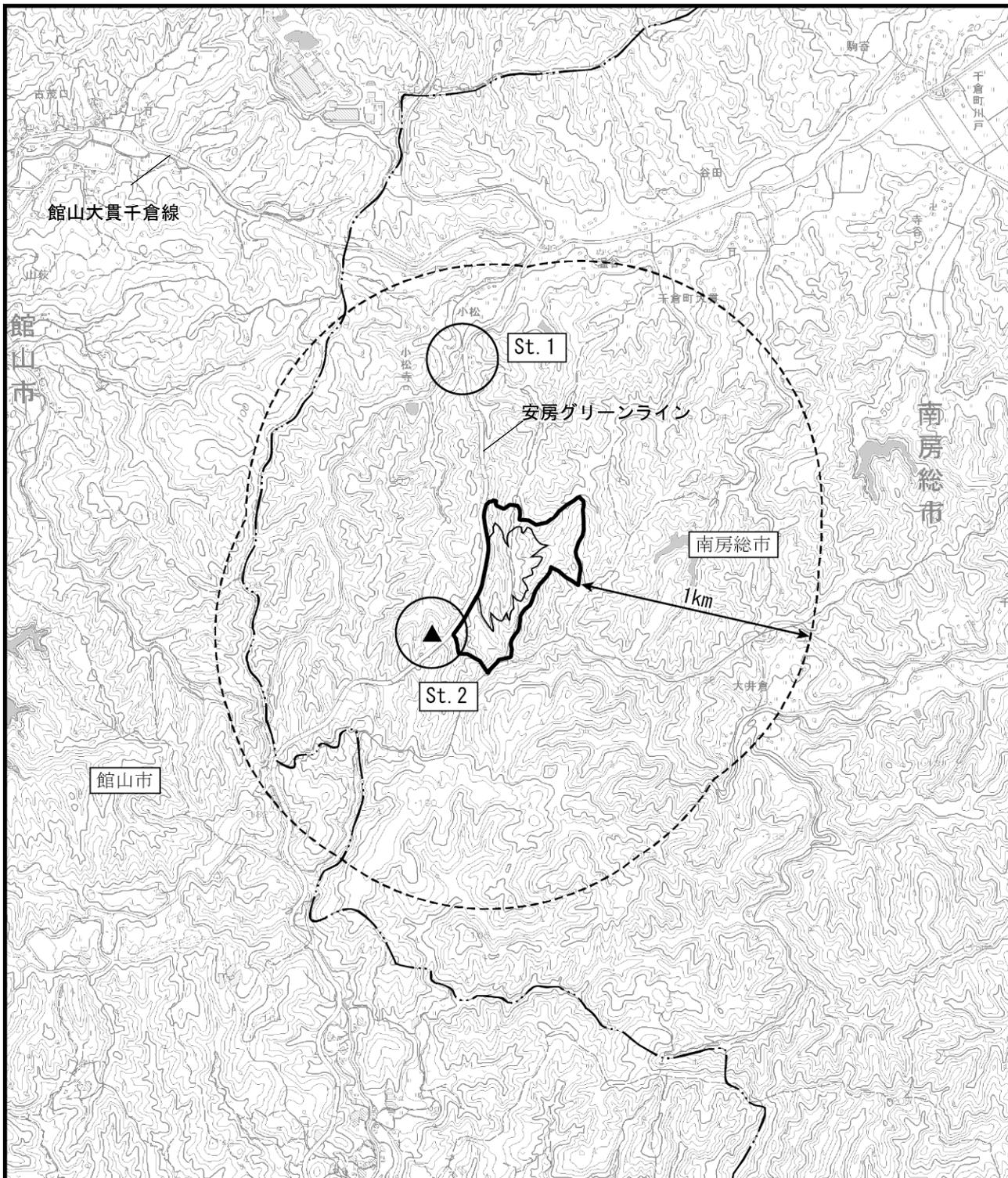
表 8(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目		調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
一般環境 大気質	粉じん（降下ばいじん量）	重量法（ダストジャーによる採取）による	対象事業実施区域近傍の調査地点（St.1 小対象事業実施区域近傍の集落、St.5 南房総市大型車駐車場）2 地点（図 6 参照）	1ヶ月 ×4季
気象	地上気象（風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量）	地上気象観測指針に準拠	対象事業実施区域近傍 1 地点（図 6 参照）	1年間連続

表 8(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地点	評価手法
造成工事に伴う粉じん（降下ばいじん量）	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年版）」を参考に、拡散計算により、季節別の粉じん（降下ばいじん量）を予測	調査地点	<p>①環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法 大気質に係る環境の保全が適切に図られているかどうか、環境保全措置の実施の方法等について検討し、実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて、検証することにより評価する。</p> <p>②基準値等と予測結果を比較する手法 環境基準が設定されていないことから、周辺に住居がなく、駐車場として使用されている St.2 については、「建設機械の稼働に伴う降下ばいじんにおける参考値：10 t/km²/月」（「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年版）」）と予測結果を比較して評価する。 周辺に住居のある St.1 については、千葉県内の住居系用途地域（住居専用地域、住居地域及び準住居地域）及び用途地域の無指定地域における粉じん（降下ばいじん量）の測定結果と予測結果を比較して評価する。</p>

4. 調査、予測及び評価の手法



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 造成計画範囲
-  : 市 界
-  : 調査地域
-  : 地上気象調査地点
-  : 粉じん（降下ばいじん量）調査地点

図6 粉じん（降下ばいじん量）
調査地域及び調査地点



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 26 情複、第 546 号)

4. 調査、予測及び評価の手法

②工事用車両及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う沿道大気質

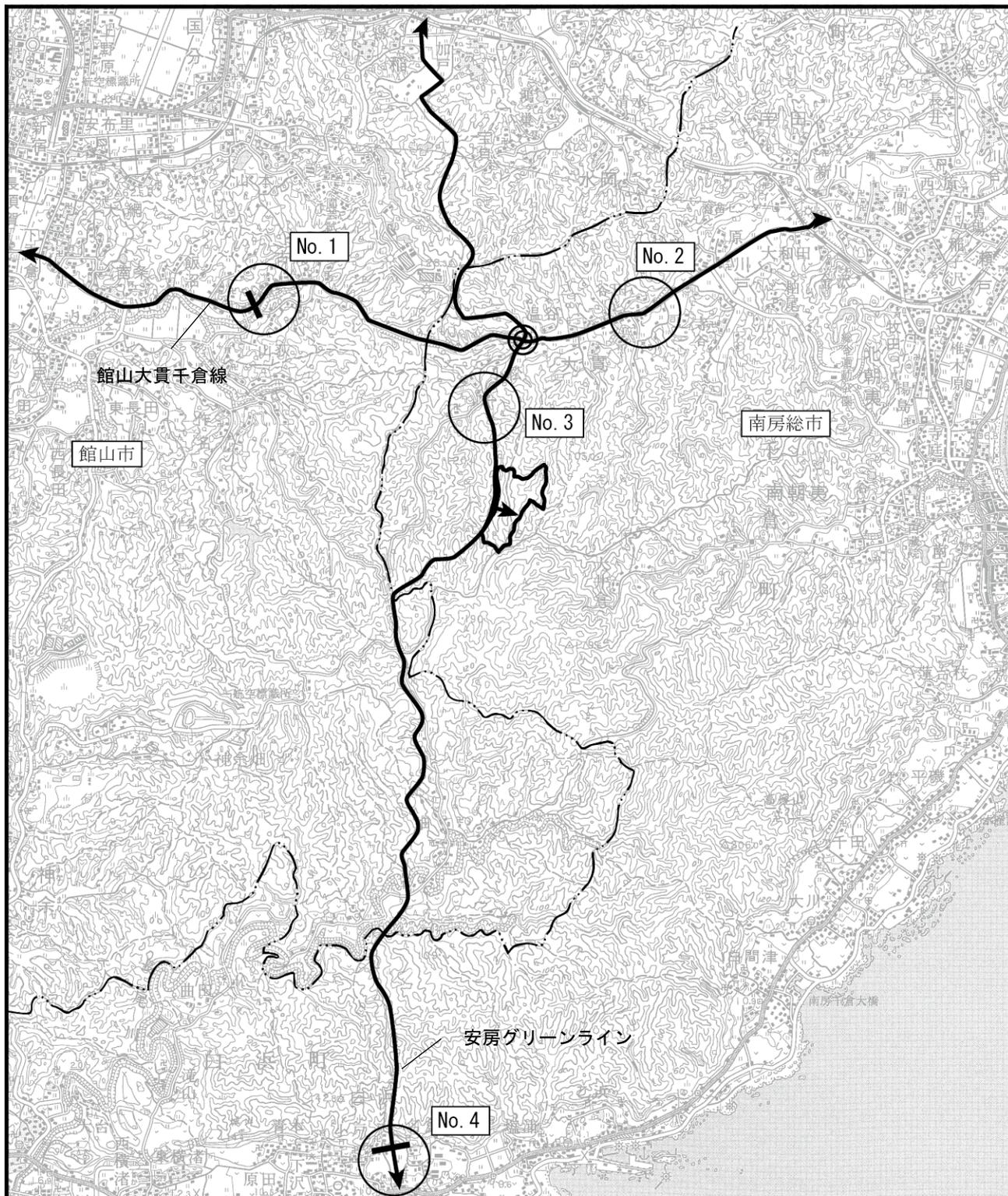
表 9(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目		調査方法	調査地点案	調査期間・頻度等
沿道環境 大気質	浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環 告第 25 号）に定める方法	工事用車両及び廃棄物運 搬車両等の主要な走行ル ート沿道の 4 地点（図 7 参照）	7 日間 ×4 季
	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環 告第 38 号）に定める方法		
気象	地上気象（風向、 風速）	地上気象観測指針に準拠	沿道大気質調査地点と同 様の 4 地点（図 7）	7 日間 ×4 季

表 9(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地点	評価手法
工事用車両の走 行に伴う二酸化 窒素及び浮遊粒 子状物質の濃度	「道路環境影響評価 の技術手法（平成 24 年版）」に示される拡 散式を用いる。	調査地点	①環境の保全が適切に図られているかどうか を検討する手法 大気質に係る環境の保全が適切に図られて いるかどうか、環境保全措置の実施の方法等 について検討し、実行可能な範囲で環境影響 が回避又は低減されているかについて、検証 することにより評価する。
廃棄物車両等の 走行に伴う二酸 化窒素及び浮遊 粒子状物質の濃 度			②環境基準等と予測結果とを比較し検討する 手法 浮遊粒子状物質については日平均値の年間 2%除外値、二酸化窒素については日平均値の 年間 98%値の予測結果を、大気汚染に係る環 境基準又は千葉県環境目標値と比較して評価 を行う。

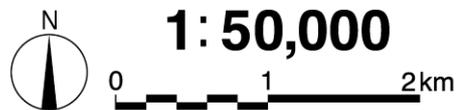
4. 調査、予測及び評価の手法



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 界
-  : 工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート
-  : 沿道環境大気質調査・気象観測地点 (No. 1~4)
-  : 断面交通量調査地点
-  : 交差点交通量調査地点

図 7 沿道大気質調査地点



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平26情複、第546号)

4. 調査、予測及び評価の手法

③熱回収施設の稼働に伴う大気質

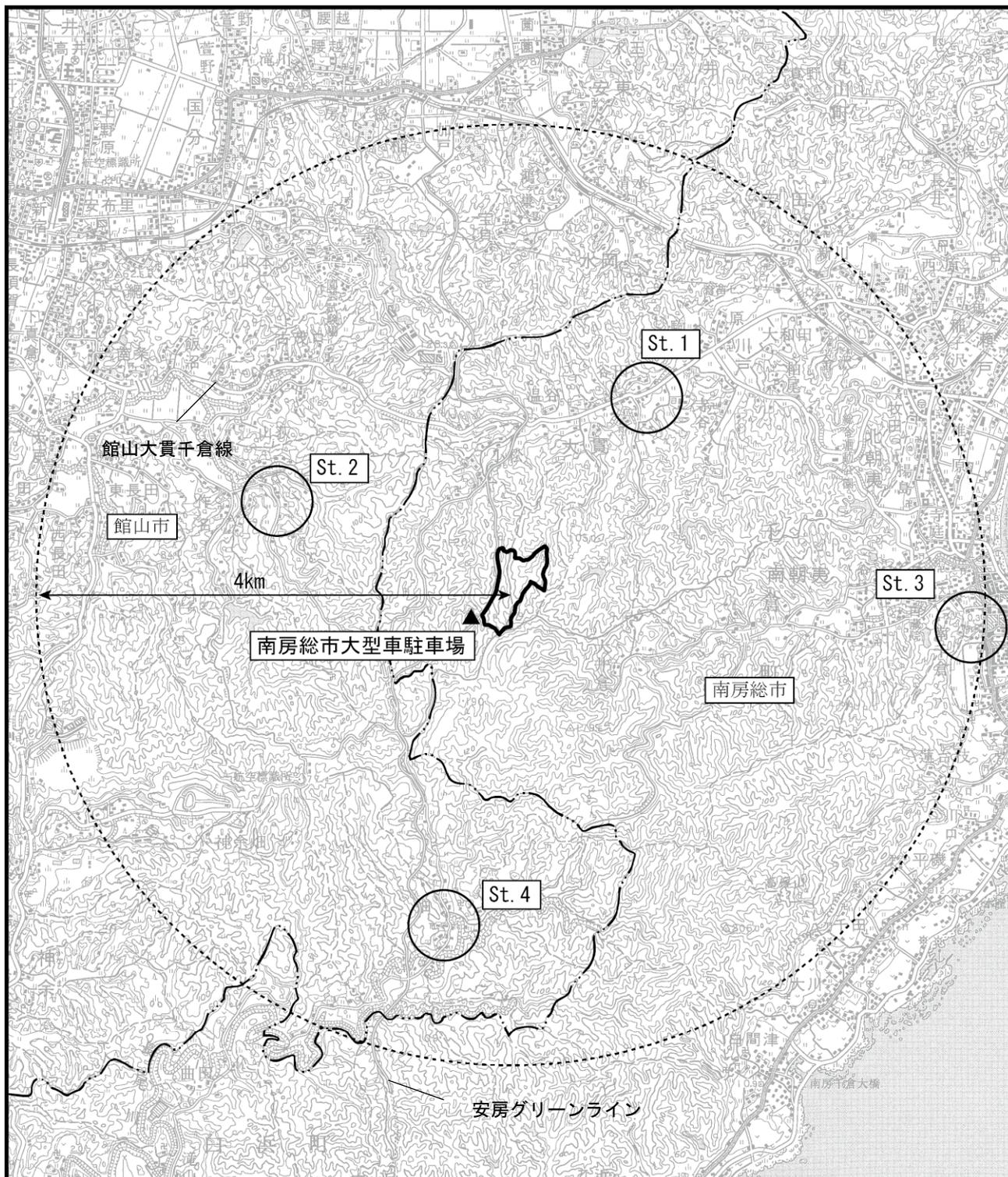
表 10(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目		調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
一般環境 大気質	二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環 告第 25 号）に定める方法 「二酸化窒素に係る環境基 準について」（昭和 53 年環 告第 38 号）に定める方法 「大気汚染物質測定法指針」 （昭和 62 年環境庁）に定め る方法 「ダイオキシン類に係る大気 環境調査マニュアル」（平成 12 年環境庁）に定める方法	対象事業実施区域の東西 南北 4 地点に設定（図 8 参照）	7 日間 ×4 季
	浮遊粒子状物質			
	二酸化窒素			
	塩化水素			
	水銀			
	ダイオキシン類			
気象	地上気象（風向、風 速、気温、湿度、日 射量、放射収支量）	地上気象観測指針に準拠	対象事業実施区域近傍 1 地点（図 8 参照）	1 年間連続
	地上気象（風向、風 速）	地上気象観測指針に準拠	一般環境大気質調査地点 同様の 4 地点（図 8 参照）	7 日間 ×4 季
	上層気象（風向、風 速、気温）	「高層気象観測指針」に準拠 した方法（気温、風向、風速： 低層GPSゾンデ観測）	対象事業実施区域近傍 1 地点（図 8 参照）	7 日間 ×4 季

表 10(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地点等	評価手法
長期平均濃度 （年平均値） ・二酸化硫黄 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物 質 ・ダイオキシン類 ・水銀	大気拡散式（有風時： プルーム式、弱風時・ 無風時：パフ式）を基 本とする。 地形影響を考慮した 大気拡散式若しくは 数値解析等の使用又 は風洞実験を踏まえ た大気拡散式の補正 等を行う。	最大着地濃 度出現地点 及び現地調 査地点 （年平均値 をコンター 図で示す。）	①環境の保全が適切に図られているかどうか を検討する手法 大気質に係る環境の保全が適切に図られて いるかどうか、環境保全措置の実施の方法等 について検討し、実行可能な範囲で環境影響 が回避又は低減されているかについて、検証 することにより評価する。 ②環境基準等と予測結果とを比較し検討する 手法
短期高濃度 （1 時間値） ・二酸化硫黄 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物 質 ・塩化水素	5 つの予測ケースを設 定して予測する。 ・大気安定度不安定時 ・上層逆転層発生時 （リッド状態） ・接地逆転層崩壊時 （フュミゲーション） ・ダウンウォッシュ・ ダウンドラフト発 生時 ・接地逆転層非貫通時	最大着地濃 度出現地点	日平均値の年間 2%除外値、日平均値の年間 98%値、年平均値及び 1 時間値の予測結果を、 環境基準等と比較して評価を行う。

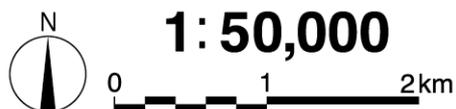
4. 調査、予測及び評価の手法



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 地上気象（1年間連続）・上層気象観測地点
- : 一般環境大気質調査・気象観測（4季）地点（St. 1～4）

図 8 一般環境大気質現地調査地域及び調査地点



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平 26 情複、第 546 号)

4. 調査、予測及び評価の手法

(2) 水質

① 工事に伴う水質

表 11(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目		調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
水質の状況	水素イオン濃度	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月、環告第 59 号) に定める方法	工事中の排水の影響を受けるおそれのある沢及び下流の主要河川である瀬戸川とし、周辺環境及び河川の利用状況を踏まえて設定 (図 9 参照)	4 回 (豊水期 1 回、渇水期 1 回、降雨時 2 回)
	浮遊物質			
流況等の状況	流量、流速、川幅、平均勾配	「水質調査方法」(昭和 46 年 9 月 30 日環境庁水質保全局) に定める方法		
土粒子の状況		沈降試験を実施	対象事業実施区域内 1~2 地点の土壌を採取	1 回

表 11(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地点	評価手法
工事に伴う水素イオン濃度	工事排水の排水処理計画を踏まえ、定性的に予測	調査地点	水質に係る環境の保全が適切に図られているか、環境保全措置の実施方法等について検討し、実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて、検証することにより評価する。
工事に伴う浮遊物質	工事排水の流出防止対策、調整池の貯水能力及び土砂の沈降試験結果より、予測		

(3) 水底の底質

① 工事に伴う水底の底質

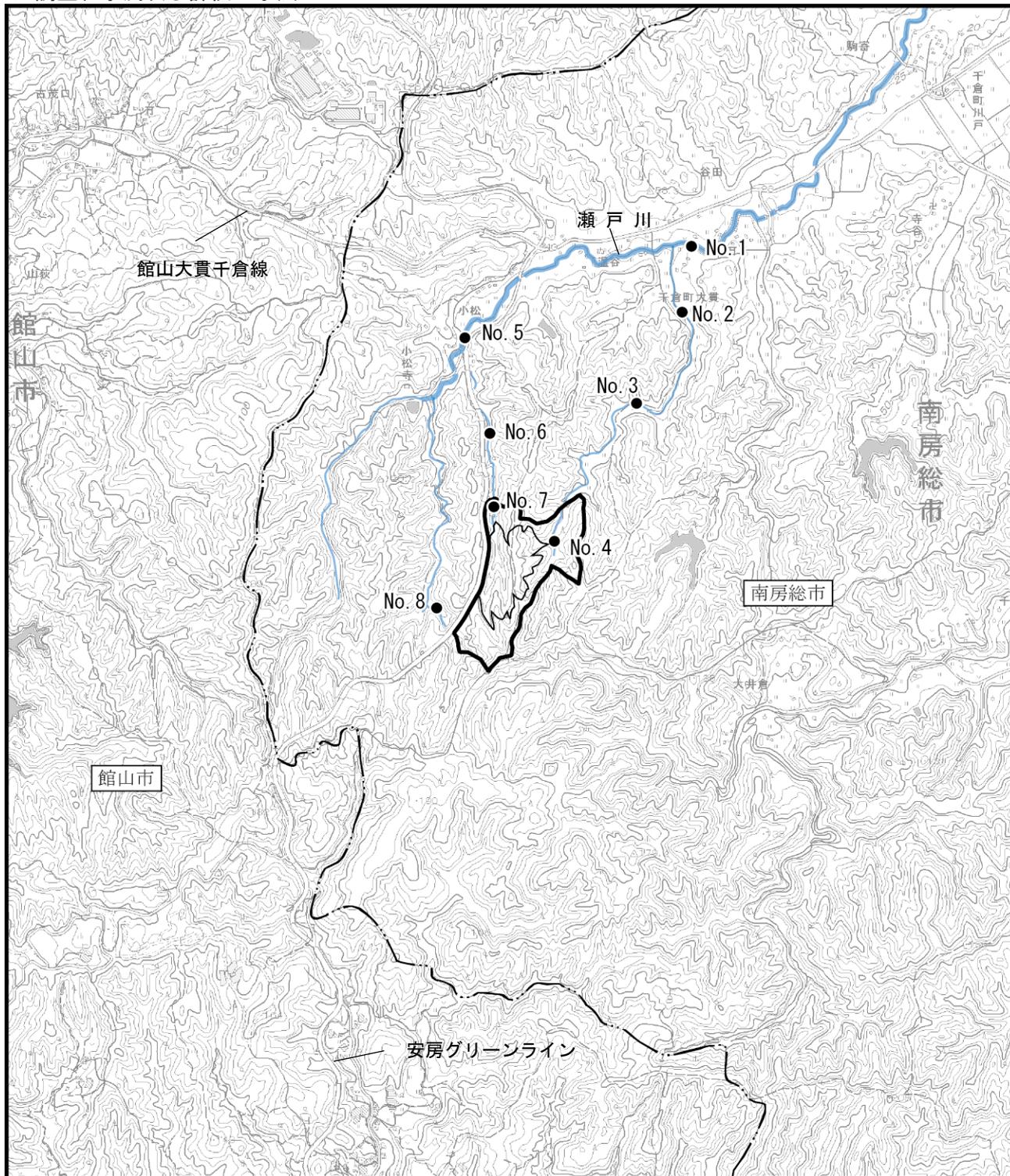
表 12(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目		調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
有機汚濁の程度を把握する項目	硫化水素、強熱減量、化学的酸素要求量	「底質調査方法について」(平成 24 年環水大水発 120725002 号) に準拠し、水底の底質を採取し、硫化物、強熱減量、化学的酸素要求量、水銀、PCB 及びカドミウム等の状況を把握する。	工事中の排水により、土砂の堆積の影響を受けるおそれのある沢及び下流の主要河川である瀬戸川とし、周辺環境及び河川の利用状況を踏まえて設定 (図 9 参照)	1 回
有害物質	水銀、PCB、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素			
河床材料の状況		河床材料の状況を目視観察により把握する。		

表 12(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地点	評価手法
河川改変に伴う土砂の堆積の影響	現地調査結果、工事排水処理計画及び水質予測結果を踏まえ、定性的に予測	調査地点	水底の底質に係る環境の保全が適切に図られているか、環境保全措置の実施方法等について検討し、実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて、検証することにより評価する。

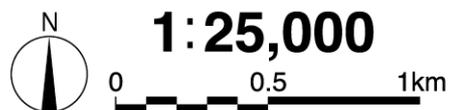
4. 調査、予測及び評価の手法



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 造成計画範囲
-  : 市 界
-  : 主な沢・河川
-  : 水質・底質調査地点 (No. 1~8)

図9 水質及び水底の底質の調査地点



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平26情複、第546号)

4. 調査、予測及び評価の手法

(4) 水文環境

① 造成工事及び施設の存在に伴う水文環境への影響

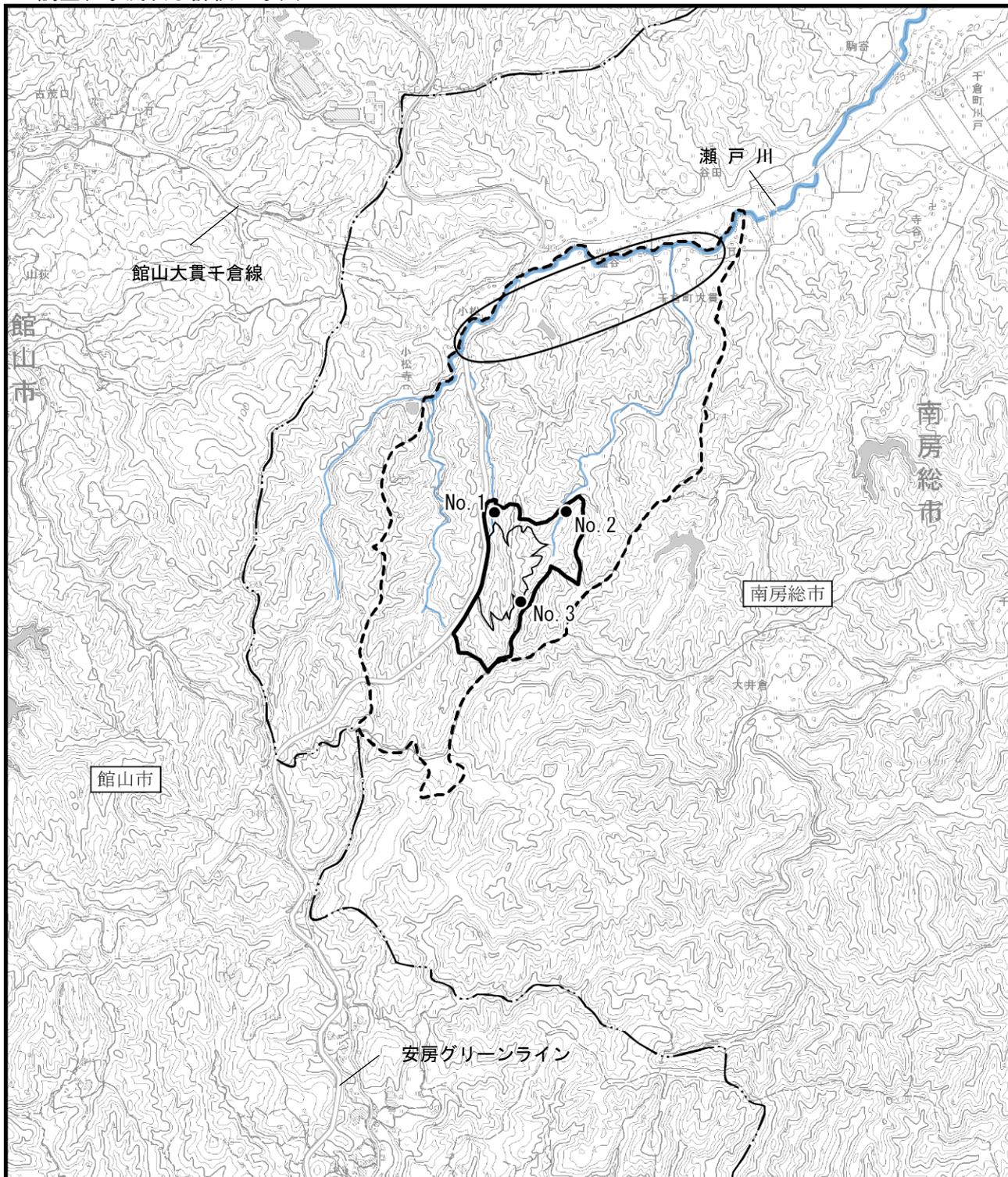
表 13(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目	調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
地下水の状況	対象事業実施区域内における地質調査時のボーリング孔において、自記水位計を設置	対象事業実施区域内における地質調査時のボーリング孔のうち、3 地点程度を設定(図 10 参照)	1 年間 連続観測
	取水井戸等において地下水位を把握	対象事業実施区域下流における取水井戸等の 3~4 地点程度を設定(図 10 参照)	4 季
湧水の状況	現地踏査により湧水等の状況を把握	地形、土地利用を考慮して、調査地域内(図 10 参照)で調査地点を設定	豊水期、渇水期の各 1 回

表 13(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地域等	評価手法
地形の改変に伴う地下水位及び流況の変化	土地の改変状況から、地下水涵養域の変化の程度を把握し、地下水位の変化の程度及び下流の流況の変化の程度を予測	調査地域・地点と同様	水文環境に係る環境の保全が適切に図られているか、環境保全措置の実施方法等について検討し、実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて、検証することにより評価する。
構造物の設置に伴う地下水脈の遮断	調査結果より地下水脈の有無を推定し、地下水脈が推定された場合は、対象事業の存在による地下水脈の遮断の有無について、断面図等を作成して予測	調査地域・地点と同様	

4. 調査、予測及び評価の手法



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 造成計画範囲
-  : 市 界
-  : 主な沢・河川
-  : 調査地域

-  : 地下水位・地下水質調査地点
(対象事業実施区域内) (No. 1~3)
-  : 地下水位・地下水質調査地点の設定範囲
(対象事業実施区域下流)

図 10 水文環境調査地域及び調査地点



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 26 情複、第 546 号)

4. 調査、予測及び評価の手法

(5) 騒音・振動

①建設機械の稼働に伴う騒音・振動、施設の稼働及び最終処分場の埋立による騒音・振動

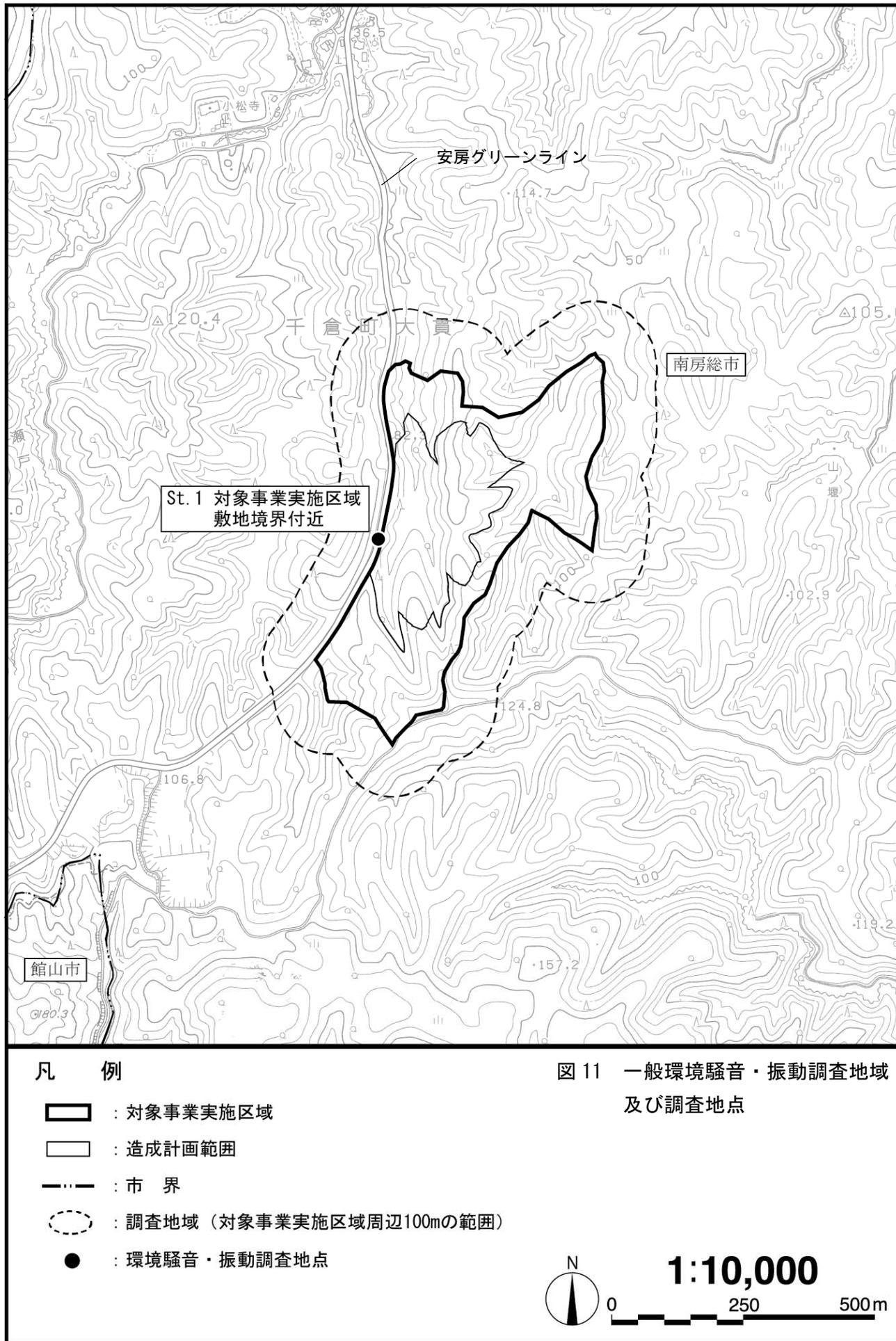
表 14(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

調査項目		調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
騒音	等価騒音レベル (L_{Aeq})、 時間率騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95})	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 11 年環境庁)に定める方法	対象事業実施区域の敷地境界付近の 1 地点 (図 11 参照)	1 回
振動	時間率振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に定める方法		

表 14(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目		予測方法	予測地点等	評価手法
騒音	建設機械の稼働に伴う騒音レベル (L_{A5})	工事計画に基づいて、使用する建設機械の種類、規格、位置、作業内容等を明らかにし、伝搬理論計算式により予測	敷地境界上の騒音・振動レベルの最大値出現地点 (騒音・振動レベルをコンタ－図で示す。)	①環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法 騒音・振動に係る環境の保全が適切に図られているかどうか、環境保全措置の実施方法等について検討し、実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて、検証することにより評価する。 ②規制基準等と予測結果を比較する手法 予測結果を「南房総市公害防止条例」に基づく規制基準と比較して評価する。
	施設の稼働に伴う騒音レベル (L_{A5})	施設に配置する騒音源となる設備の種類、規格、位置等を明らかにし、伝搬理論計算式により予測		
振動	建設機械の稼働に伴う振動レベル (L_{10})	工事計画に基づいて、使用する建設機械の種類、規格、位置、作業内容等を明らかにし、伝搬理論計算式により予測		
	施設の稼働に伴う振動レベル (L_{10})	施設及び最終処分場に配置する振動源となる設備・埋立作業機械の種類、規格、位置等を明らかにし、伝搬理論計算式により予測。		

4. 調査、予測及び評価の手法



この地図は、南房総市地形図1万分の1(10)を使用したものである。

4. 調査、予測及び評価の手法

②工事用車両の走行に伴う騒音・振動、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音・振動

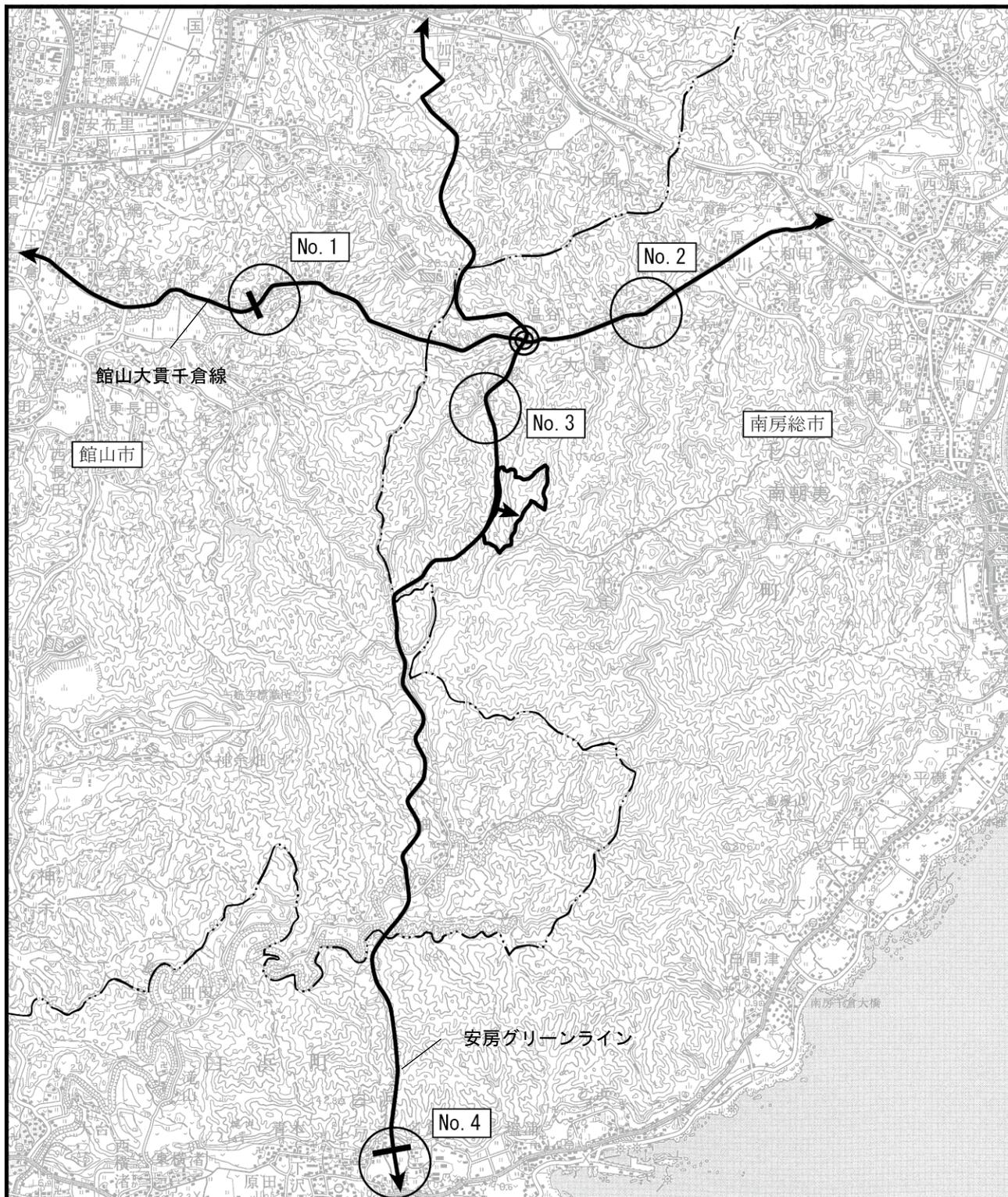
表 15(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目		調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
騒音	等価騒音レベル (L_{Aeq})、時間率騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95})	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に定める方法	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート沿道の4地点(図12参照)	平日・休日(土曜日)の各1日(24時間)
振動	時間率振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})、地盤卓越振動数	「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に定める方法		
自動車交通量		ハンドカウンターを用いて自動車の通過量を方向別・車種別に計測する方法	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート沿道の3地点(図12参照)	

表 15(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地点等	評価手法
騒音	工事用車両の走行に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) 廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音レベル (L_{Aeq})	(社)日本音響学会の「ASJ RTN-Model 2013」に示される手法	<p>①環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法 騒音・振動に係る環境の保全が適切に図られているかどうか、環境保全措置の実施方法等について検討し、実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて、検証することにより評価する。</p> <p>②基準値等と予測結果とを比較し検討する手法 騒音については、予測結果と騒音の環境基準との比較により評価する。 振動については、振動の予測結果と人が振動を感じ始めるといわれる振動レベル(55デシベル)を比較して評価する。</p>
振動	工事用車両の走行に伴う振動レベル (L_{10}) 廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動レベル (L_{10})	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に示される手法	

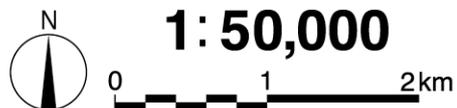
4. 調査、予測及び評価の手法



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 界
-  : 工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート
-  : 道路交通騒音・振動調査地点 (No. 1~4)
-  : 断面交通量調査地点
-  : 交差点交通量調査地点

図 12 道路交通騒音・振動調査地点



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平26情復、第546号)

4. 調査、予測及び評価の手法

(6) 悪臭

①施設の稼働及び最終処分場の存在に伴う悪臭の発生

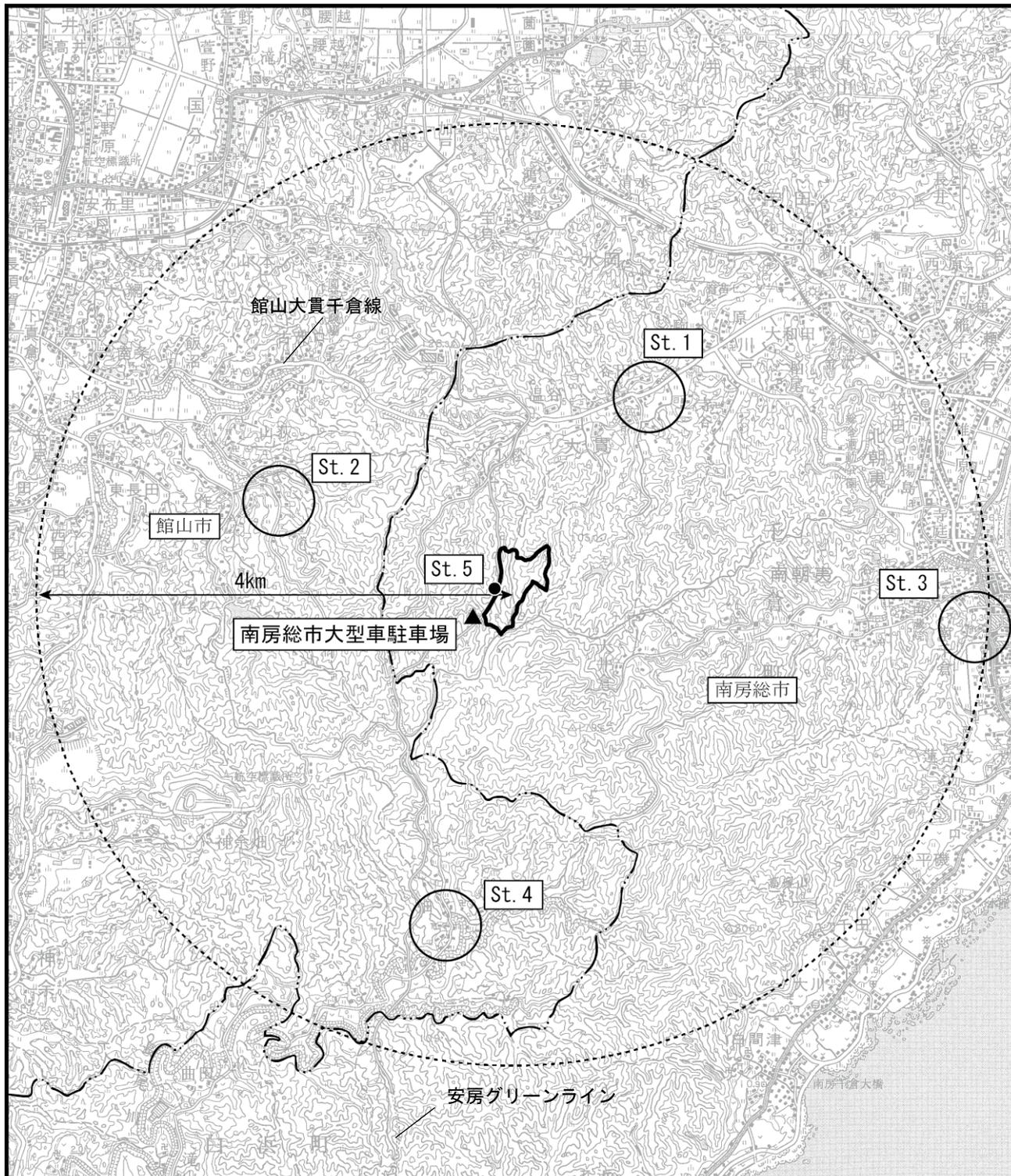
表 16(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

調査項目	調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
臭気濃度 (臭気指数)	「特定悪臭物質の測定の方法」 に定める方法	一般環境大気質調査地点 4 地点、対象事業実施区域 1 地点 (図 13 参照) (※南房総市及び館山市内の既存の焼却施設等において、特定悪臭物質濃度及び臭気指数 (臭気濃度) を測定。)	夏季・冬季 に各 1 回
特定悪臭物質濃度 (22 物質)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に示される三点比較式臭袋法		
地上気象	地上気象観測指針に準拠	対象事業実施区域近傍 1 地点 (図 13 参照)	1 年間連続

表 16(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地点等	評価手法
施設に搬入・貯留される廃棄物、廃棄物の埋立及び最終処分場の存在による影響	施設に搬入・貯留される廃棄物、廃棄物の埋立及び最終処分場の存在による影響は、類似事例の参照及び悪臭防止対策の内容を勘案し、定性的に予測	対象事業実施区域敷地境界において、悪臭の影響が最も大きくなると想定される地点	<p>①環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法 悪臭に係る環境の保全が適切に図られているかどうか、環境保全措置の実施方法等について検討し、実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて、検証することにより評価する。</p> <p>②規制基準等と予測結果を比較する手法 南房総市は全域が規制対象となっていないことから、悪臭の予測結果を、本施設の計画目標値と比較して評価する。</p>
施設の稼働 (煙突排出ガス) の影響	大気拡散モデルにより、短期間の影響濃度を予測	悪臭の影響が最も大きくなると想定される地点及び現地調査地点	

4. 調査、予測及び評価の手法



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- ▲ : 地上気象観測地点
- : 悪臭調査地点 (St. 1~5)

※「St. 5 対象事業実施区域敷地境界付近」は、調査時における風向を踏まえ、調査を実施する。

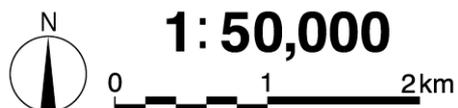


図 13 悪臭調査地点

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平 26 情複、第 546 号)

4. 調査、予測及び評価の手法

(7) 地形及び地質等

① 造成工事及び施設の存在に伴う地形及び地質等

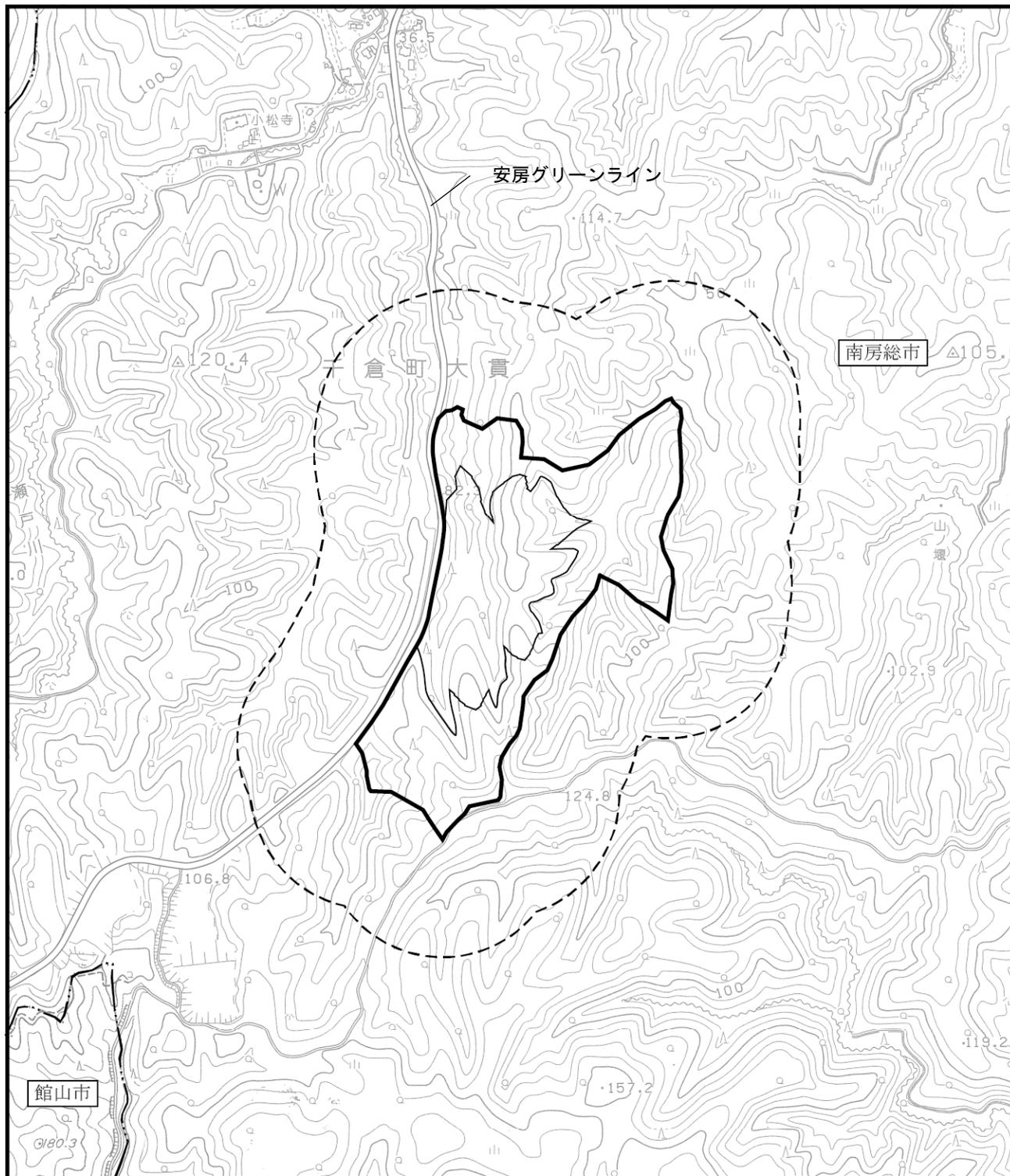
表 17(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目	調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
地形の状況	現地踏査により地形の状況を把握	調査地域内（図 14 参照）の自然地形などを考慮して、いくつかの区域に分け、それぞれの区域を網羅するよう設定する。 また、対象事業実施区域内における地質調査時のボーリング孔（5～10 地点程度）及び露頭部とする。	現地踏査を 1 回実施
地質及び地質構造等の状況	現地踏査により地質・土質の状況を把握する。また、ボーリング調査、原位置試験及び室内試験の結果に基づき地質・土質の断面構造及び性状を把握		
特異な自然現象等	文献その他の資料調査で確認された情報に基づき、現地踏査等により特異な自然現象の状況を把握		

表 17(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地点等	評価手法
地形、地質の改変の状況	対象事業の種類、規模並びに地域の現況を勘案し、地形の改変予定図及び構造物施工計画図等を重ね合わせることで地形、地質及び特異な自然現象に与える影響の程度を予測する。 また、地形及び地質の調査結果、造成計画及び掘削時の施工方法、地下構造物の設置計画等を踏まえ、土地の安定性の変化の程度を予測する。	対象事業実施区域及びその周辺	「千葉県環境影響評価技術細目」（平成 11 年 千葉県）（技術細目）」に記載された地盤の安定性に係る以下の基準と予測結果とを比較することにより、対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているかについて検証することにより評価する。 ・地形 調査地域の自然を代表し、学術上貴重と判断される地形が存在する場合には、それらが可能な限り保全されていること。 ・地質 調査地域の自然を代表し、学術上貴重と判断される地質が存在する場合には、それらが可能な限り保全されていること。 ・地盤の安定性 対象事業実施区域の地盤の安定性が確保されていること。
特異な自然現象に与える影響の程度			
土地の安定性の変化の程度			

4. 調査、予測及び評価の手法



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 造成計画範囲
-  : 市 界
-  : 調査地域 (対象事業実施区域周辺200mの範囲)

図 14 地形及び地質等調査地域



この地図は、南房総市地形図1万分の1(10)を使用したものである。

4. 調査、予測及び評価の手法

(8) 土壌

①掘削工事に伴う土壌汚染

表 18(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目	調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
土壌汚染の状況（土壌の汚染に係る環境基準に定める物質の濃度）	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に定める方法	工事計画を踏まえ、掘削土の発生が想定される切土計画範囲において、3 地点程度を選定	1 回

表 18(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地点等	評価手法
土壌汚染の発生の可能性	調査結果を踏まえ、現在の土壌に汚染が認められない場合はそのことをもって予測評価する。 汚染の可能性が否定できない場合は、必要に応じて追加調査を行い、類似事例の参照及び土壌汚染防止対策の内容を勘案して予測を行う。	調査地点	①環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法 土壌に係る環境の保全が適切に図られているかどうか、環境保全措置の実施方法等について検討し、実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて、検証することにより評価する。 ②環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法 予測結果を、土壌の汚染に係る環境基準と比較して評価する。

②施設の稼働に伴う土壌汚染（ダイオキシン類）

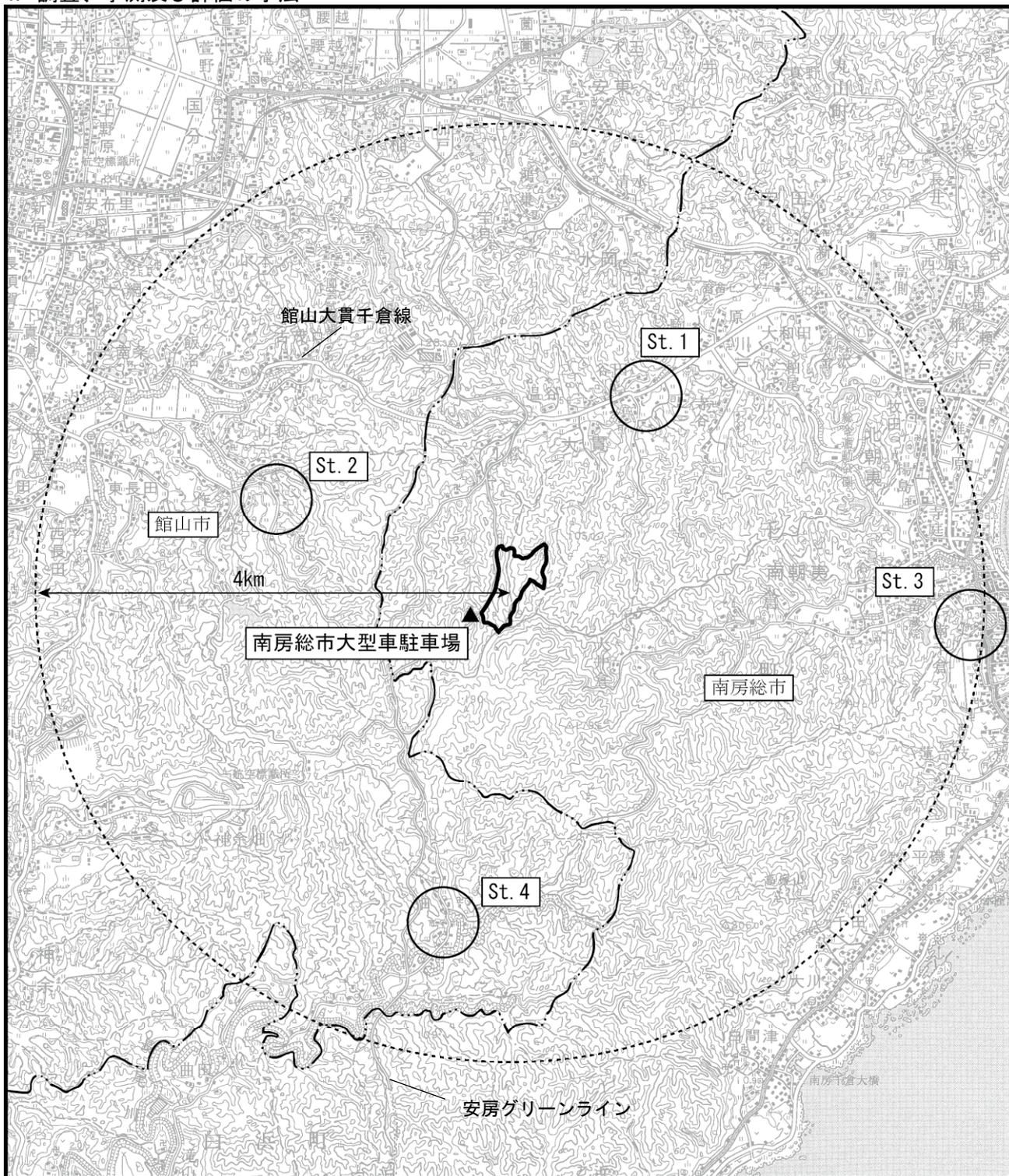
表 19(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目	調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
土壌汚染(ダイオキシン類)の状況	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める方法	煙突排出ガスに含まれるダイオキシン類の影響を考慮し、大気質と同様に周辺集落 4 地点を選定（図 15 参照）	1 回
地上気象	地上気象観測指針に準拠	対象事業実施区域近傍 1 地点（図 15 参照）	1 年間連続

表 19(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地点等	評価手法
煙突排出ガスに含まれるダイオキシン類沈着後の土壌中ダイオキシン類の濃度	大気拡散モデルにより、地表面付近のダイオキシン類の年間影響濃度を予測し、その結果から、土壌へのダイオキシン類の沈着割合、ダイオキシン類の半減期等のデータをもとに土壌中ダイオキシン類の濃度を推計	調査地点	①環境の保全が適切に図られているかどうかを検討する手法 土壌に係る環境の保全が適切に図られているかどうか、環境保全措置の実施方法等について検討し、実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて、検証することにより評価する。 ②環境基準等と予測結果とを比較し検討する手法 予測結果を環境基準と比較して評価する。

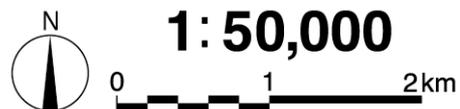
4. 調査、予測及び評価の手法



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市 界
-  : 地上気象観測地点
-  : 土壌（ダイオキシン類）調査地点（St. 1～4）

図 15 土壌（ダイオキシン類）
調査地域及び調査地点



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平26情複、第546号)

4. 調査、予測及び評価の手法

(9) 植物・動物

① 工事及び施設の存在に伴う植物及び動物

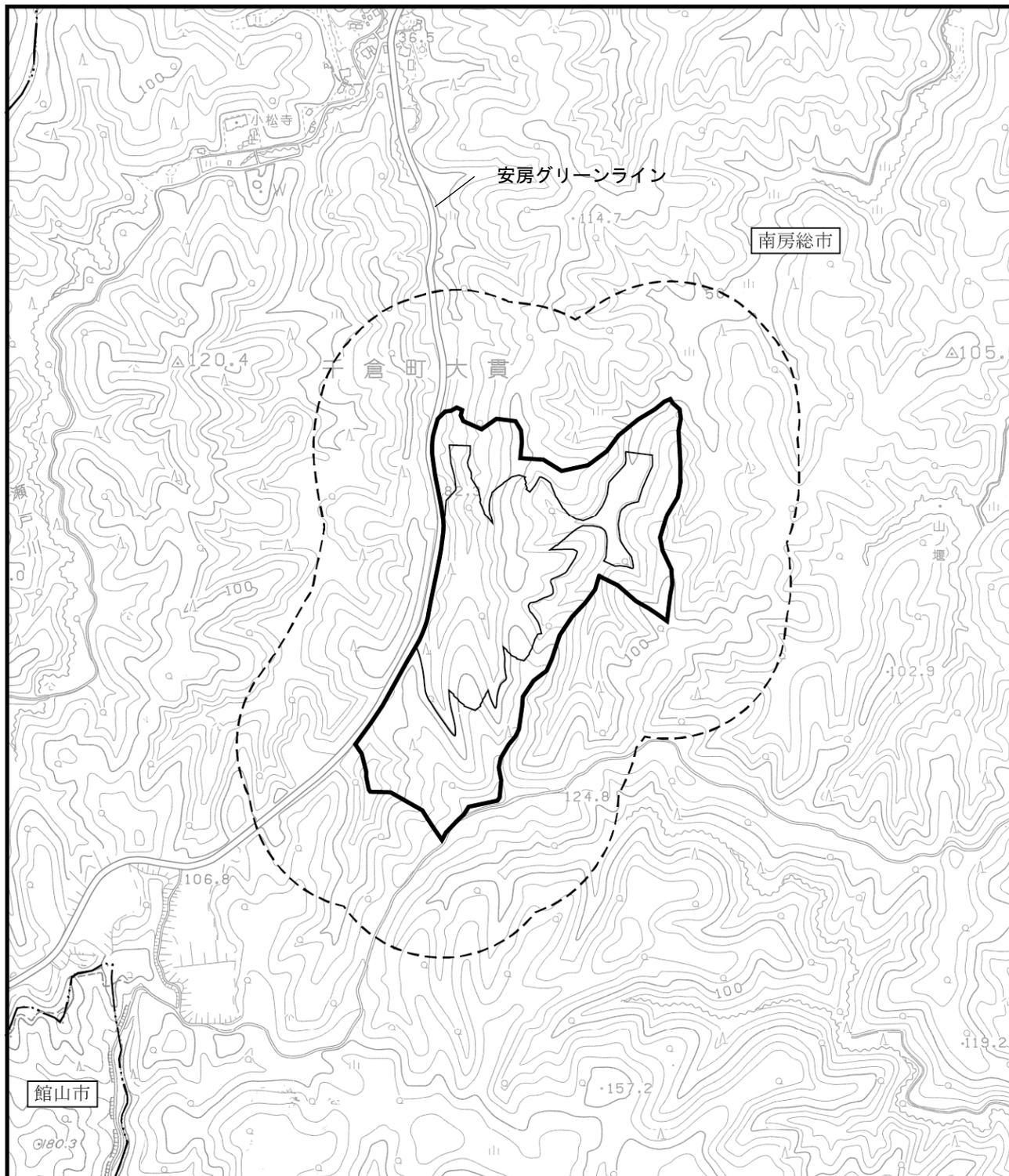
表 20(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目		調査方法	調査地点等	調査期間・頻度等
植物	植物相	現地踏査	植生、地形等を考慮して調査地域内（図 16 参照）で踏査ルート及びコドラート調査地点を設定	早春、春、初夏～夏、秋の各時期 1 回
	植生	コドラート法等		夏から秋の季節内に 1 回
	重要な種及び重要な群落	植物相及び植生調査に準ずる		植物相の状況及び植生の状況の調査時
	大径木・古木の状況	現地踏査		植生の状況の調査時
	植生自然度	植生調査結果をもとに植生自然度図を作成		
動物	動物相	哺乳類	植生、地形等を考慮して調査地域内（図 16 参照）で踏査ルート及び定点を設定	春、夏、秋、冬の各時期 1 回
		鳥類		春、初夏（繁殖期）、夏、秋、冬（越冬期）の各時期 1 回
		鳥類（猛禽類）		対象事業実施区域より概ね 1.5 km の範囲
	爬虫類	目撃法、生け捕り法	植生、地形等を考慮して、調査地域内（図 16 参照）で踏査ルート及びトラップ地点を設定	春、初夏、夏、秋の各時期 1 回
	両生類	目撃法、生け捕り法、鳴き声		早春、春、初夏、秋の各時期 1 回
	昆虫類	任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法		春、初夏、夏、秋の各時期 1 回
	その他の無脊椎動物	任意採集法、目撃法		春、秋の各時期 1 回
	重要な種及び注目すべき生息地	動物相調査に準ずる		

表 20(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地域	評価手法
植物	植物相の変化	事業計画を踏まえ、土地の改変などが保全対象である植物に及ぼす直接的な影響及び植物の生育環境の変化に伴う間接的な影響について、他の事例や最新の知見等をもとに予測	調査地域 「技術細目」に記載された以下の 5 つの項目について各々の基準と予測結果とを比較することにより、対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかを検討することにより評価する。 ・植物相の保全 ・重要な種の分布 ・植物群落 ・大径木・古木 ・植生自然度
	重要な種及び地域の特性を把握する上で注目される種の生育状況の変化		
	植物群落の変化		
	大径木・古木の生育状況の変化		
	植生自然度の変化		
動物	動物相の変化	事業計画の内容を踏まえ、保全対象である動物に及ぼす直接的影響及び動物の生息環境条件の変化による影響、及び生息域の分断や孤立について、他の事例や最新の知見等をもとに予測	調査地域 「技術細目」に記載された以下の 2 つの項目について各々の基準と予測結果とを比較することにより、対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかを検討することにより評価する。 ・構成生物の種類組成の多様性の保全 ・重要な種の保全
	地域を特徴づける種又は指標性の高い種の分布域の変化		
	重要な種の生息状況の変化		
注目すべき生息地の変化			

4. 調査、予測及び評価の手法



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 改変予定地
-  : 市 界
-  : 調査地域 (対象事業実施区域周辺200mの範囲)

図 16 植物・動物調査地域



この地図は、南房総市地形図1万分の1(10)を使用したものである。

4. 調査、予測及び評価の手法

(10) 陸水生物

① 工事及び施設の存在に伴う陸水生物

表 21(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目		調査方法	調査地点等	調査期間・頻度等
陸水生物	陸水生物相	魚類	対象事業実施区域及びその下流において、工事中の排水の影響が予想される沢及び河川（瀬戸川）の8地点（図 17 参照）	春、夏、秋、冬の各時期 1 回
		底生動物		春、夏、秋、冬の各時期 1 回
		付着藻類		春、夏、秋、冬の各時期 1 回
重要な種及び注目すべき生息地		陸水生物相調査に準ずる		

表 21(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地域	評価手法
陸水生物相の変化	事業計画の内容を踏まえ、保全対象である陸水生物に及ぼす直接的影響及び陸水生物の生息環境条件の変化による影響について、他の事例や最新の知見等をもとに予測	調査地域	<p>「技術細目」に記載された以下の4つの項目について各々の基準と予測結果とを比較することにより、対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかを検討することにより評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業の実施区域内での保全対策が可能な限り実施されており、かつ実効が見込まれること 構成生物の種類組成の多様性の保全が図られていること 重要な種の保全が図られていること 対象事業の実施区域の上・下流の陸水生物に対して与える影響の程度が軽微であること
分布域の変化			
重要な種の生息・生育状況の変化			

(11) 生態系

① 工事及び施設の存在に伴う生態系

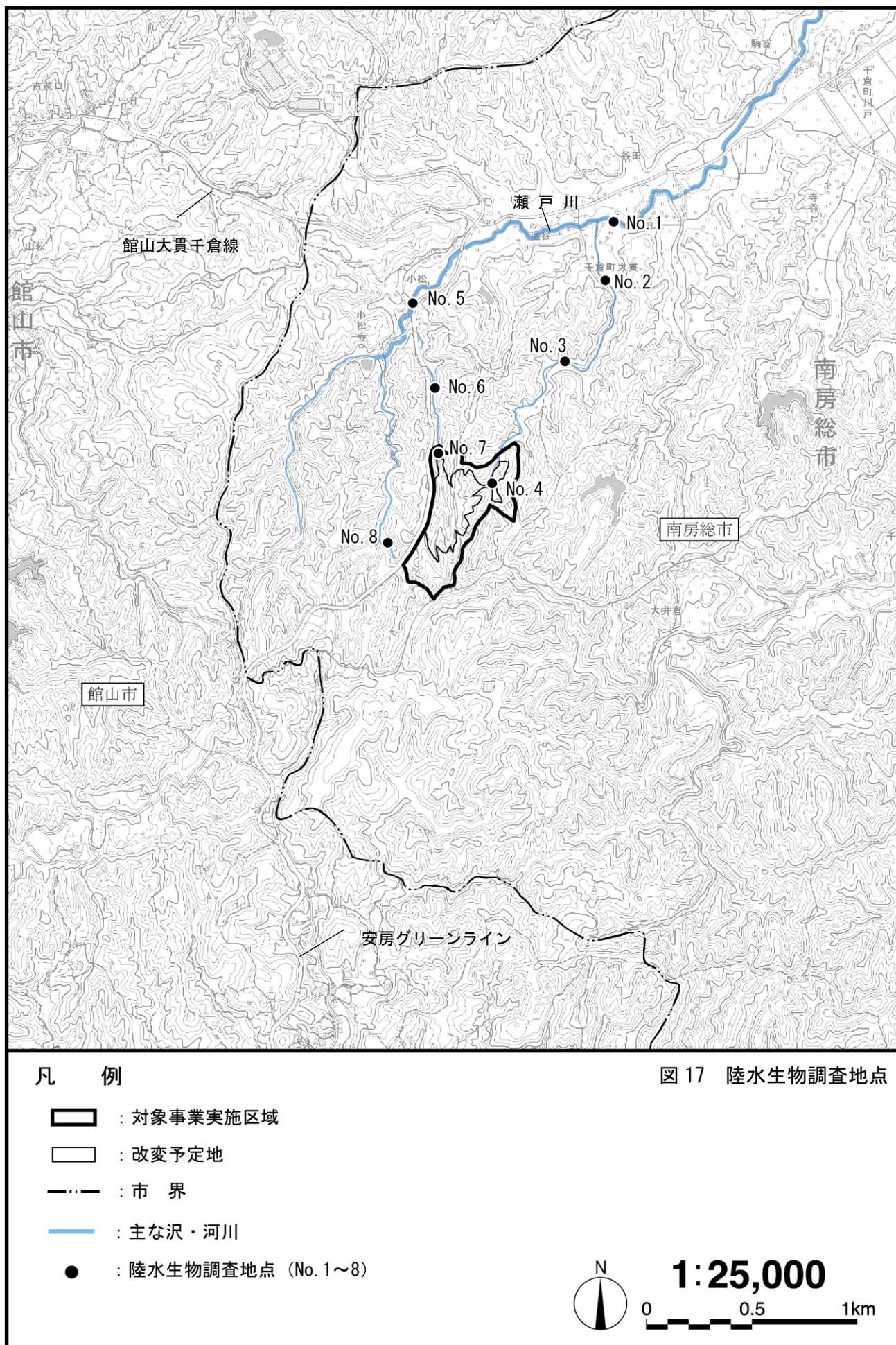
表 22(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

主な調査項目	調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
動植物その他自然環境に係る概況	現地調査による植物、動物の調査結果及び文献その他の資料から得られた情報の整理・解析により、「調査地域の区分」、「類型区分ごとの生態系構成要素の把握」、「類型区分ごとの生態系の把握」、「調査地域の生態系の把握」を行う。	植物、動物及び陸水生物の調査地域と同様	植物、動物及び陸水生物の調査期間と同様

表 22(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地域	評価手法
重要な種、重要な群落及び注目種等の生育・生息状況の変化	土地の改変など、本事業の実施に伴い発生すると想定される環境影響要因と、注目種等の生育・生息分布及び生育・生息環境との関連性を地形図・植生図等に図示し、予測地域における生態系の変化や、注目種等の生育・生息環境の消失及び保全の程度などについて、影響の予測を行う。	調査地域	<p>「技術細目」に記載された以下の4つの項目について各々の基準と予測結果とを比較することにより、対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかを検討することにより評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象地域内での保全対策が可能な限り実施されており、かつ実効が見込まれること 構成生物の種類組成の多様性の保全が図られていること 重要な種、重要な群落及び注目種等の保全が図られていること 周辺の生態系に対して与える影響の程度が軽微であること
調査地域の生態系の変化			

4. 調査、予測及び評価の手法



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 26 情複、第 546 号)

4. 調査、予測及び評価の手法

(12) 景観

① 施設の存在に伴う景観

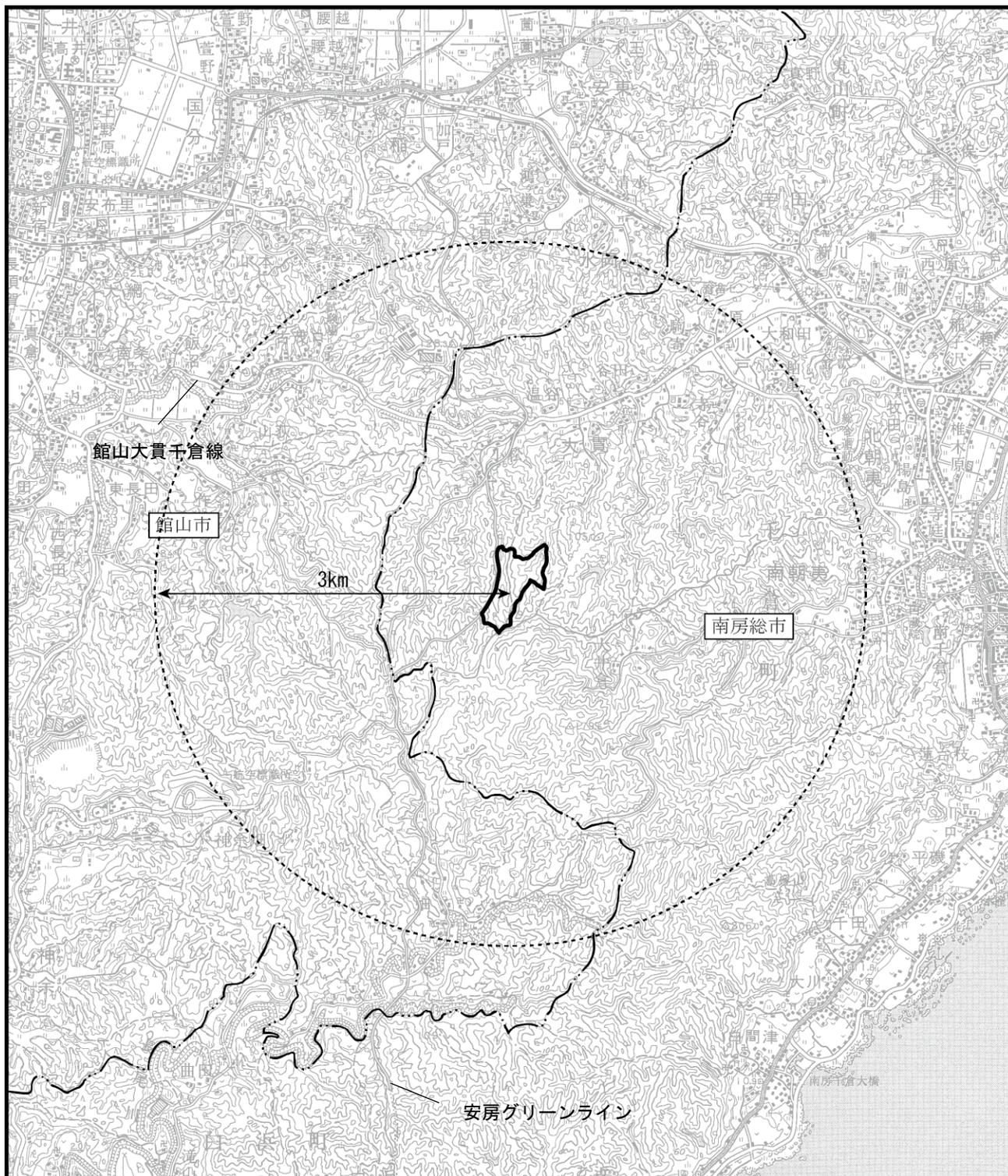
表 23(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

調査項目	調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
主要な景観資源	既存資料調査及び現地踏査	既存資料調査及び現地踏査により、調査地域内(図18参照)で計画建物が確認でき、公共性、代表性のある地点を選定	1回
主要な眺望点			
眺望景観	主要な眺望景観からの写真撮影		4季

表 23(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地点	評価手法
本施設の設置による主要な眺望点の眺望景観の変化及び地域の景観特性の変化	予測地点として選定した眺望点及び眺望景観に与える影響について、現況写真に本施設を合成したモンタージュ写真を作成し、視覚的に表現することにより予測	調査を実施した眺望点のうち、予測地域の景観に係る環境影響を的確に把握できる地点を選定	主要な眺望点及び眺望景観並びに地域の景観の特性の保全が図られているかどうか、環境保全措置の実施方法等について検討し、実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて、検証することにより評価する。

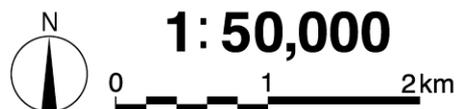
4. 調査、予測及び評価の手法



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 調査地域

図 18 景観調査地域



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平 26 情複、第 546 号)

4. 調査、予測及び評価の手法

(13) 人と自然との触れ合いの活動の場

① 工事用車両及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響

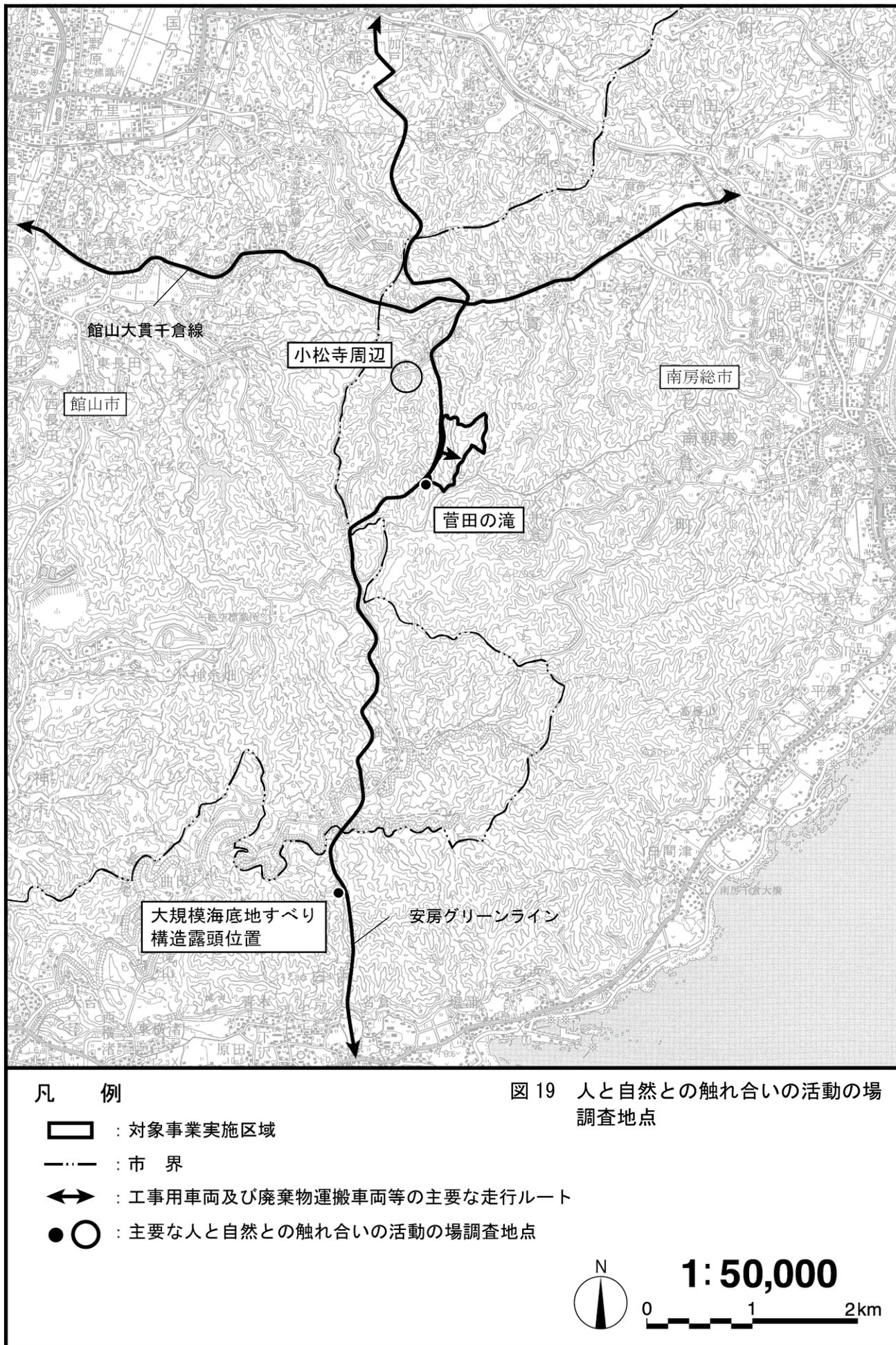
表 24(1) 調査方法、調査地点及び調査期間・頻度

調査項目	調査方法	調査地点	調査期間・頻度等
人と自然との触れ合いの活動の場の概況	文献その他の資料により資料を収集し整理するほか、現地踏査により既存資料の内容を確認する。また、適宜、写真撮影を行う。	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート周辺の人と自然との触れ合いの活動の場である小松寺周辺、菅田の滝及び大規模海底地すべり構造露頭位置（図 19 参照）	冬季～春季、夏季、秋季～初冬季の各 1 回
主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況			

表 24(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地点	評価手法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の利便性、快適性及びアクセスルート等の利用環境の変化	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の走行による利用環境（利用者数、利用形態、アクセスルート等）の変化に伴う影響を、類似事例の引用・解析等により、定性的に予測する。	調査地点	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全が適切に図られているか、環境保全措置の実施方法等について検討し、実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて、検証することにより評価する。

4. 調査、予測及び評価の手法



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平 26 情複、第 546 号)

4. 調査、予測及び評価の手法

(14) 廃棄物

①工事の実施に伴う廃棄物の発生

表 25 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地域	評価手法
工事の実施に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生量、排出量、発生量の抑制の量及び有効利用の量	工事計画に基づいて廃棄物の種類ごとに発生量及び排出量を予測する。 排出量は、施工方法の選択による発生抑制や、区域内での有効利用等の内容を検討して予測する。また、排出する廃棄物については、適正な処理方法を検討し、その内容を明らかにする。	対象事業 実施区域内	①環境保全措置の実施の方法 環境保全措置の実施の方法の検討は、最終処分の量の抑制を主体に行うこととし、原則として廃棄物の発生量の抑制の手法、発生した廃棄物の有効利用の手法及び処理が必要となった廃棄物の適正な処理の手法、その他の環境への負荷の量の程度について、事業者としての見解をとりまとめることにより行う。 ②環境保全措置の効果 環境保全措置の実施による廃棄物の排出抑制効果を検討する。 廃棄物の適正な処理の効果については、環境保全措置に係る減量化、再使用、再生利用の余地の有無、エネルギー消費・排ガス・排水等への影響などを含めて総合的に検討する。

(15) 残土

①工事の実施に伴う残土の発生

表 26 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地域	評価手法
工事に伴い発生する土砂等（発生土）及び区域外に搬出する土砂等（残土）の量	工事計画に基づいて発生土の量及び残土の量を予測する。 発生土の発生抑制のための工法の検討や、発生土の区域内での有効利用、区域外での工事間利用等の内容を検討して予測する。また、処分が必要となった残土の適正処理の方法を検討し、その内容を明らかにする。	対象事業 実施区域内	①環境保全措置の実施の方法 最終的に処分する残土の量の抑制を主体に検討することとし、発生土の量の抑制の手法、発生土及び残土の再利用の手法及び処分が必要となった残土の適正な処理の手法、その他の環境への負荷の量の程度について、事業者の見解をまとめることにより行う。 ②環境保全措置の効果 環境保全措置の実施による工事の実施に伴う発生土の排出抑制効果を検討する。 発生土及び残土の適正な処理の効果については、環境保全措置に係る減量化、再利用の余地の有無、エネルギー消費・排ガス・排水等への影響などを含めて総合的に検討する。

4. 調査、予測及び評価の手法

(16) 温室効果ガス等

① 熱回収施設の稼働に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン）の発生量

表 27(1) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地域	評価手法
熱回収施設の稼働に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン）の発生量	熱回収施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスの排出量を「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成23年10月 環境省地球環境局）を参考に、事業計画に基づき定量的に把握する。	対象事業 実施区域内	①環境保全措置の実施の方法 環境保全措置の実施の方法の検討は、温室効果ガスの排出量の抑制を主体に検討することとし、温室効果ガスの排出量の抑制の手法について事業者の見解をとりまとめることにより行う。 ②環境保全措置の効果 環境保全措置の実施による温室効果ガスの排出抑制効果を検討する。

② 廃棄物の埋立処分に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン）の発生量

表 27(2) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地域	評価手法
廃棄物の埋立処分に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン）の発生量	廃棄物の埋立処分に伴い発生する温室効果ガスの排出量を、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」を参考に、事業計画に基づき定量的に把握する。	対象事業 実施区域内	①環境保全措置の実施の方法 温室効果ガスの排出量の抑制を主体に検討することとし、温室効果ガスの排出量の抑制の手法について事業者の見解をとりまとめることにより行う。 ②環境保全措置の効果 環境保全措置の実施による温室効果ガスの排出抑制効果を検討する。 環境保全措置に係る排出抑制対策、エネルギー消費・排ガス・排水等への影響などを含めて総合的に検討する。

③ 廃棄物運搬車両等の走行に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン）の発生量

表 27(3) 予測方法、地点及び評価手法

予測項目	予測方法	予測地域	評価手法
廃棄物運搬車両等の走行に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン）の発生量	廃棄物運搬車両等の走行に伴い発生する温室効果ガスの排出量を「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」を参考に、事業計画に基づき温室効果ガスの排出量を把握する。	対象事業実施 区域内及びその周辺	温室効果ガスの排出量が、事業者により実行可能な範囲で抑制されているかどうかを検討する。

【方法書説明会状況報告】

方法書説明会を開催した日時	(1)南房総市 平成 27 年 2 月 11 日(水)10 時～12 時 (2)館山市 平成 27 年 2 月 11 日(水)14 時～16 時
方法書説明会を開催した場所の名称及び所在地	(1)南房総市 名 称：南房総市千倉保健センター 所在地：南房総市千倉町瀬戸 2705-6 (2)館山市 名 称：千葉県南総文化ホール 所在地：館山市北条 740 番地の 1
方法書説明会への参加者の人数	(1)南房総市：16 名 (2)館山市：17 名
方法書説明会の周知方法	・構成市町（3 市 1 町）の広報紙に掲載。 ・安房郡市広域市町村圏事務組合のホームページに掲載し、構成市町のホームページには「新着情報」或いは「お知らせ」欄からリンクさせる。
方法書説明会における主な質問	(1)南房総市 <ul style="list-style-type: none"> ・計画地の決定の経緯について ・炉の選定スケジュールについて ・施設からの排水無放流の確認について ・炉の異常時における炉の運転停止について ・プラント排水を噴霧する設備について ・調整池の最大容量及び放流先について ・煙突高さの理由について ・処分場閉鎖後の対応について ・環境影響評価の結果による事業計画の変更について ・将来の予測について ・施設稼働中の大気調査について ・放射性物質の調査予定について ・水質及び水底の底質の事後調査時期について ・観測井戸での地下水調査の頻度について ・地質調査の方法について ・方法書の縦覧方法について ・説明会の意見の取り扱いについて
	(2)館山市 <ul style="list-style-type: none"> ・炉の選定方法について ・シャフト炉の特徴について ・各炉にかかる費用について ・広域化に伴うデメリットについて。 ・最大ごみ量からの計画処理量の低減について ・最終処分場の増設について ・植栽緑地及び残留緑地の範囲について ・残土や汚染物質の持ち込みについて ・環境影響評価の結果による事業計画の変更について ・日本とヨーロッパの環境基準及び調査方法の違いについて ・意見書の回答について ・施設計画の途中経過の公表について ・意見書の公開について ・熱回収で発電した電力の使用先について ・売電のための鉄塔について

